

点検・評価報告書

長崎純心大学

目 次

■ 序章	1
■ 本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	17
第4章 教育課程・学習成果	21
第5章 学生の受け入れ	42
第6章 教員・教員組織	48
第7章 学生支援	53
第8章 教育研究等環境	62
第9章 社会連携・社会貢献	69
第10章 大学運営・財務	76
第1節 大学運営	76
第2節 財務	83
■ 終章	87

■ 序 章

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、ここに、2023（令和 5）年度における長崎純心大学の状況について自ら点検及び評価を行った結果を報告する。同時に、本報告書は、前回 2017（平成 29）年以來となる公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）の受審を次年度に控え、その審査に供することを念頭に置いて、同協会の定める大学評価基準と点検評価項目等に沿いながら本学の教育研究等の現状を網羅的に記述し、その長所ならびに問題点を明らかにするものである。

前回の認証評価受審（結果として適合認定を得ることができたとはいえ、「努力課題」8 件の指摘と「改善勧告」1 件が付された）後に本学で行われた改善・向上へ向けての取り組みの内容は、2021（令和 3）年 7 月に本学が大学基準協会に提出した「改善報告書」に詳しく記載したとおりである。それ以降に生じた状況も含め、以下、要約的に説明しておきたい。

(1) 前回認証評価で指摘された「努力課題」の多くが、本学大学院（人間文化研究科）の学位授与方針をはじめとするさまざまな方針・基準の未整備ないし不明確さに係るものであったが、2020（平成 28）年度末までには大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー。アセスメント・ポリシーを含む）、学位論文審査基準、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を課程ごとに明文化した。また、研究科委員会メンバーにより組織される教務、FD ほかの小委員会の業務として、研究科開講科目のシラバス・チェックや年度毎の FD 活動等も定例化して行われるようになり、今日に至っている。このように、大学院の運営に関しては、前回認証評価受審時の状況と比較してかなり改善されてきている。

(2) 同じく前回認証評価では、学部と研究科の両者を含みもつ大学組織全体の内部質保証体制の構築という大きな課題が「努力課題」の一つとして指摘された。これを受け、本学では 2021（平成 31）年 3 月に「長崎純心大学 内部質保証規程」を制定して、全学的な内部質保証体制のあり方と、点検から改善への流れを恒常的に生み出すためのプロセスを明示した。内部質保証体制の構築と、その後の実質化を目指した歩みならびに課題については、本報告書の第 2 章において詳述する。

(3) また、履修登録単位数の上限単位（いわゆるキャップ制）に関する「努力課題」（規定はあっても履修登録段階でのチェックが働いていないのではないかという問題）についても、学事課職員の努力により現在は解決されている。

(4) 前回認証評価で唯一、「改善勧告」がなされた定員割れの問題に関しては、その当時 5 学科（比較文化学科、地域包括支援学科、人間心理学科、英語情報学科、児童保育学科）から成っていた学科編制を 3 学科体制（文化コミュニケーション学科、地域包括支援学科、こども教育保

育学科)に改組したこと(2018年度入学者より)、および全学科における男女共学化の実現(2019年度入学者より)という、思いきった組織改革・入試改革が功を奏し、2020(令和2)年度・2021(令和3)年度の2年間は連続で、3学科共に入学定員を上回る学生を受け入れることができた。

ところが、本報告書の第5章に述べるように、2022(令和4)年度・2023(令和5)年度の定員充足率は再び100%を下回り、再度の学科名称変更(文化コミュニケーション学科→「言語文化情報学科」、地域包括支援学科→「福祉・心理学科」)を打ち出して臨んだ2024(令和6)年度入試も、本報告書執筆時点においてはまだ結果の全容は明らかになっていないとはいえ、苦戦を強いられているのが実情である。現在、地方の中小私立大学の多くが抱え込むに至っている、定員確保と入学者受け入れに係る困難な問題に本学も直面しており、目下、打開策を模索しているところである。

前回の認証評価で大学基準への適合認定を得てから今日までの6年間は、激動のという形容が決して大げさではないほど、社会全体も、その中にあるわれわれの大学も、それまで経験したことのなかった脅威や変化の波にさらされ、動揺した期間であった。その最大の要因はもちろん、2019(令和元)年末から始まった「コロナ禍」であるが、それだけではない。ウクライナ戦争とガザ危機に象徴される国際政治と世界経済の不安定化、風水害・地震等の各地で相次ぐ災害や気候変動などが社会全体を不穏な雰囲気包み込み、ことに大学にあっては、18歳人口の減少がもたらす経営面の危機が深刻化すると同時に、ICTやAI等(デジタルテクノロジー)の著しい発達と普及に今後の学問研究および教育はどう向き合っていくのかという問題を、教学・研究面の大きな課題として突きつけられている。

幸い、「コロナ禍」の最も深刻であった2020(令和2)年度からの3年ほど、本学では、どれほど困難な状況下でも決して学生の学修を止めないことを、学長以下、全教職員の基本姿勢として共有し、リモート授業をはじめとする機敏な対応によって切り抜けることができた。それは、小規模大学であることが、機動的な対応のとりやすさという点からいえば必ずしもマイナスではないことを、あらためて知ることのできた経験でもあった。

前述のごとく不安な要素に満ちた時代と、地方の私学にとって頭の痛い問題が山積している状況の中で、本学も引き続き、機に応じた最良の判断と選択を重ね、必要な改善と、建学の精神に即した発展を果たしていかなければならない。今回、7年に一度の認証評価受審をひとつのきっかけとして編集されるに至った、この網羅的・総合的な自己点検評価の報告書は、そのための貴重な参考資料となるであろう。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部、学科、研究科、課程ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・学科・研究科の目的の連関性

長崎純心大学学則第2条は、長崎純心大学の「目的及び使命」として次のように規定している。

本学は、カトリシズムの建学精神に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成すると共に、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与することを目的とする。(資料1-1：第2条)

また、長崎純心大学の創設時に、「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」が大学のモットーとして設定された。さらに、大学のみならず同一法人の中学校、高等学校、幼保連携型認定こども園を含めた学園全体の教育理念として、初代学園長江角ヤスの遺した「マリアさま いやなことは私がよるこんで」という学園標語がある。この大学のモットーと学園標語は、自分を与えることが愛の道であり、人間の最終的な完成に至る道であるというカトリシズムの精神を表現したものである(資料1-2【ウェブ】)。

なお、学部の他に1研究科を有する本学は、大学学則とは別に「長崎純心大学大学院学則」を制定し、その第2条に大学院の「目的及び使命」を掲げているが、大学院学則はその第1条(趣旨)にいうように「長崎純心大学学則(以下「本学学則」という)第7条第2項の規定に基づき(…)必要な事項を定めるもの」であるため、実質的には、上に全文を引用した大学学則の第2条が学部と研究科を含む本学全体としての目的及び使命を語っていると理解できる(資料1-3：第1条・第2条)。

〔学部における人材養成その他の教育研究上の目的〕

学則第5条の2において、まず人文学部の教育研究上の目的を「時代の変化に適う地球時代のヒューマニズムの構築を目指し、建学の精神たるキリスト教ヒューマニズムに基づく人文教育研究(ヒューマニティーズ)を通して(…)人材の養成を図る」ことであると表現し、この大きな目的の実現のための3学科であることを明示した上で、「文化コミュニケーション学科」「地域包括支援学科」「こども教育保育学科」それぞれが目指す教育理念と人材養成の目的を具体的に記述している(以下 資料1-1：第5条の2参照)。

◎ 文化コミュニケーション学科（2024年4月入学者より「言語文化情報学科」と名称変更予定）の教育目的として強調されているのは、「人間という存在と文化の本質の理解」「多様な文化を比較、研究するとともに、その成果を伝達し共有する言語コミュニケーション能力・ICTスキルの向上」「異なる文化間の相互理解に貢献できる人材の養成」といった言葉である。そこには、見かけの多様を超えた人類の普遍性を信頼するキリスト教ヒューマンイズムの理念が共有されており、学則第2条の中で用いられた「人類の平和」への寄与という言葉との関連も見て取ることができる。

◎ 地域包括支援学科（2024年4月入学者より「福祉・心理学科」と名称変更予定）の目的を示した文言の中では、特に、「生活の主体者である人間を中心に据え」、「共感性」および「対人支援の専門職として深い思考力と高い実践力をもつ人材」を養成すると言われている点が重要である。ここでは当該学科が学生の主な進路として想定する福祉・心理関係の職業が、「人と世界に奉仕する」という大学のモットーや、人文学部の掲げる「ヒューマンイズム」の具体的な展開として意識されている。

◎ こども教育保育学科は名前が示すとおり教員養成・保育者養成の課程を有する学科であり、学則第5条の2に書かれている文言にもその性格がよく表れているが、とりわけ「豊かな人間性」と「専門的な知識及び技能」を兼備し、「子どもをとりまく多種多様な環境の改善に力を尽くし、子どもと保護者を支援することのできる人材の養成」という言葉のうちに、やはり、人文学部のヒューマンイズムや「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」という大学全体の建学理念との強い連関を見ることができる。

〔研究科における人材養成その他の教育研究上の目的〕

大学院学則の第2条に書かれている次の目的は、先述のように、大学学則に定める「目的と使命」と別物ではなく（実際、多くの文言が共通している）、それを前提とした一つの発展形とみなすべきである。

本学大学院は、カトリシズムの建学精神に基づき、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成するとともに人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与することを目的とする。（資料1-3：第2条）

本学の大学院は1研究科1専攻（人間文化研究科人間文化専攻）から成り、博士前期と博士後期の課程を有している。そこで、大学院学則の第4条により課程ごとの目的を規定し（資料1-3：第4条）、さらに別表「教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的」において、双方の課程内における研究分野の区分（前期課程の研究分野4分野及び後期課程の研究分野2分野）ごとに、そこでの教育研究が目指すところを具体的に記述している（資料1-3：別表第1）。

博士前期課程と博士後期課程の目的は、いずれも「人間文化研究（ヒューマンステイック・スタディーズ）を専攻し、「人間（性）」文化を切り拓く担い手を養成する」という同一の文言で語られており、その点では明確に区別されていない。しかし、「研究分野の目的」として記された文章を読むと、博士前期のほうは「文化事業従事者」や「福祉人材」「公認

心理師」といった語を用いて特定の職業との結びつきが強調されているに対し、博士後期課程では、文学と福祉の両研究分野ともに「学問的成果をもって研究者又は高度な専門的職業人の養成につとめる」と、自立した研究者の養成を志向していることがうかがえる（資料 1-3：別表第 1）。

研究分野ごとに定めている教育研究上の目的の書き表し方は多彩であるが、どの分野も「ヒューマニスティック・スタディーズ」（人間文化研究とも、人文学とも訳せる）と関連づけて、また、「人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与する」という大学全体の目的の延長上で目的を設定しており、一貫しているといえる。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部、学科、研究科ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する大学の理念・目的、学部・学科・研究科の目的等の周知及び公表

毎年、新入生全員及び教職員全員に長崎純心大学の目的及び使命（学則第 2 条）を記載したガイドブック（学部用『Campus Guide』／研究科用『大学院人間文化研究科履修等案内』）を配布し、その周知を図っている。学園標語及び本学のモットー、人文学部と各学科、人間文化研究科・人間文化専攻がそれぞれ目指す理念や目的についても、全てこれらのガイドブックに記載し、周知を図っている（資料 1-4： p.2; pp.36-40／ 資料 1-5：扉ページ; pp.2-3）。

また、長崎純心大学のホームページにも「教育理念」ならびに「教育研究上の目的」のページを特設し、社会に対して大学の理念・目的、学部・学科・研究科の目的等を公表している（資料 1-2【ウェブ】／ 資料 1-6【ウェブ】）。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点： 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

学校法人純心女子学園による第 3 期（= 2015(平成 27)～2021(令和 3)年度の 7 年間）中期目標・計画の期間終了を受け、事務局長と中期目標・中期計画策定委員会を中心に第 4 期（= 2022(令和 4)～2026(令和 8)年度の 5 年間）中期目標・計画の策定が進められ、年度ごとに目標への到達度を点検・評価しながら、現在、この第 4 期中期計画の進行途次にある。

期のいかにかわからず、本学では常に、大学の中期目標・中期計画を策定するにあたっては前述した建学の精神や大学の理念・目的を念頭に置き、それに適う目標・計画となるよう意を用いると同時に、大学としての将来を見据え、本学が地域や社会の支持が得られ

るかたちで発展していくことを可能にするような目標・計画であることを意識してきた。純心女子学園が公にしている 2022（令和 4）年度の事業報告のうちから、中期目標・計画について触れた以下の箇所を抜き書きする（資料 1-7 より「1-(2)」の部分の一節）。

(2) 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況

学校法人純心女子学園第 4 期中期目標・計画（2022 年～2026 年度）を策定し、「5 年後にありたい姿」として、8 割以上の学生が本学での教育及び学生生活に満足できるようにすること、学生の望む成長を教職員全員が全力でサポートすることを中期戦略目標に設定した。2022 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による影響が払拭されず実施困難となった行動計画もあったが、それぞれの項目で点検・評価を実施した。2022 年度の点検・評価を踏まえ、次年度以降の行動計画実施に向け、引き続き全力で取り組んでいく。

作成された第 4 次中期目標・中期計画は〈教育〉・〈研究実践（研究環境）〉・〈地域貢献〉・〈学生支援〉・〈学生募集〉・〈管理運営〉の 6 つの枠組みから成る表のかたちで一覧表示され、そこには、〈教育〉に関する 22 の目標・計画、〈研究実践（研究環境）〉に関する 14 の目標・計画、〈地域貢献〉に関する 11 の目標・計画、〈学生支援〉に関する 7 つの目標・計画、〈学生募集〉に関する 5 つの目標・計画、〈管理運営〉に関する 5 つの目標・計画（うち 1 つは法人全体の目標・計画）と、それぞれの目標・計画の進捗を掌る担当部署（または担当者）の名前も明記されている（資料 1-8）。

1.2. 長所・特色

- ◎ 大学全体としての理念（建学の精神、モットー）及び目的が、学部、学科、研究科のいずれのレベルで設定された目的にも浸透している。
- ◎ 中期目標・計画を、「80%以上の学生に満足していると言われるようにする」など、具体的な数値的目標をも含むかたちで設定している。また、教職員の間には第 4 期中期目標・計画の達成への意識を高めるため、2022（令和 4）年度と 2023（令和 5）年度と、2 年続けて SD 研修会のテーマに中期目標・計画をとりあげ、グループ討議のかたちで進捗状況の確認と問題の洗い出しを実施したことも特筆に値する（資料 1-9／資料 1-10）。

1.3. 問題点

中期目標・計画は綿密に立てられている一方、非常に多くの内容が盛り込まれているぶん、やや総花的という印象も受ける。また、項目によっては、書かれている内容に具体性の乏しいものもある。より具体的で実効性のあるものにするためには、年次計画の実施状況を点検・評価していく過程で内容をある程度精選したり、遂行の優先順位を明確化した

りするなど、当初計画そのものを見直していくことも重要である。

1.4. 全体のまとめ

大学基準の「1 理念・目的」については、本学は求められる条件を十分に満たしている。

新型コロナウイルスや自然災害等による社会不安が増大し、混迷の度を深める現代世界にあって、本学のように、「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」ことを目指して歩んできた大学が着実に本来の使命を果たし、「人類の平和及び文化と福祉の展開」(学則第2条)という、確かな希望の光をもって学生・教職員を導いていくことの必要性は増す一方であると考えられる。

このビジョンを絵に描いた餅で終わらせないために、2つ目の点検・評価項目で問われていた、理念・目的の学生等への「周知」および社会への「公表」という側面には非常に重要なものがあり、目標・計画の「精選」や「優先順位の明確化」も実効性を高める上で効果的であろう。常に未来を見据えて取り組みたい。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点： 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
● 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
● 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
● 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、全学的な内部質保証推進のための組織と「PDCA」のあり方に対する基本的な考えを明確化するため、2021(令和3)年3月に「長崎純心大学内部質保証に関する規程」を制定（同年3月19日開催の教育研究運営委員会ならびに3月22日開催の教授会において審議の結果承認）した（資料 2-1）。本規程は現在、学内の規程類を網羅したスタッフサイト（閲覧は学内関係者のみ可）に収録され、教職員全員が必要に応じて参照できるようになっている（資料 2-2）。

内部質保証規程の内容は、第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（内部質保証の体制）、第4条（PDCA サイクル）、第5条（その他）、第6条（規程の改廃）及び附則から成っており、さらに、第4条に關係する「別添」の文書として、「長崎純心大学内部質保証 PDCA 体制」と題した概念図を含んでいる。

現在のところ、この内部質保証「規程」と切り離されたかたちで、内部質保証に関する本学としての「方針」を単独で文書化することはしていない。全学的な「方針」と呼ぶことは、本規程の第2条(定義)および第4条(PDCA サイクル)に明示されていると考えている（下記参照）。

「長崎純心大学内部質保証に関する規程」より抜粋

（定義）

第2条 この規程において内部質保証とは、本学がその使命や目的を実現するため、自らが行う教育・研究及び社会的貢献並びにそれを支える組織・施設の状況等について点検評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上のための取組に努め大学に求められる社会的負託に応えるため、それらの取組が一定水準にあることを自らの責任において社会に示していくための恒常的・継続的活動をいう。

（PDCAサイクル）

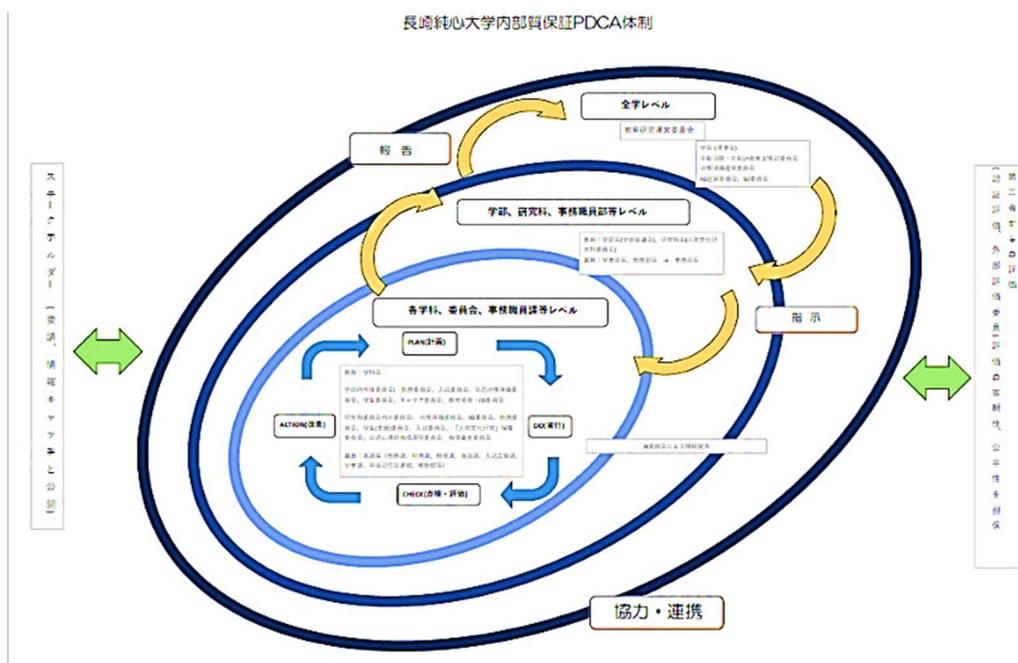
第4条 内部質保証の実施においては、次に掲げる事項の順次的・周期的な実行(以下「PDCAサイクル」という。)により、本学の絶え間ない業務改善及び向上を図るものとする。なお本学のPDCA

サイクルは年度において実施し、改善に向けた点検・評価を必ず年度内に行う。

- (1) P計画 目標及び計画の策定及び改定
- (2) D実施 計画の実施及びその成果の測定
- (3) C点検 実施した計画の点検及び改善措置の策定
- (4) A行為 改善措置による計画の実施及びその成果の測定

2 本学の内部質保証のPDCAサイクルは、別添の「長崎純心大学内部質保証PDCA体制」のとおりに「全学レベル」、「学部・研究科、事務職員部等レベル」、「各学科・委員会、事務職員課等レベル」の3つのレベル(水準)において機能させることを旨とし、各レベル間にあっては指示の明確化、報告の徹底等により継続的な連携協力を努めるものとする。

内部質保証規程（第4条関係） 「別添」の概念図



2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1： 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
 評価の視点 2： 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

前回(2017(平成 29)年)の認証評価において「体制を整備し、(中略)内部質保証システムを構築・機能させることが望まれる」と助言を受けたこともあり、大学全体としての組織的な検証とそれに基づく改善が恒常的に行われるようにするためのプロセス(内部質保証システム)を構築しなければならないとの認識は比較的早くから学内で共有されていた。しかし、2018(平成 30)年からの2年間は、大学の存続そのものが問われる学生定員割れという事態にどう対処するかという点に経営上の努力が集中されたため、内部質保証システムの整備に関する具体的なかたちでの取り組みは2020(令和 2)年度まで持ち越されることになった。

この年、前述した本学の内部質保証に関する規程及びPDCAの概念図を初めて制定する

ための準備が事務局長を中心に進められ、2021(令和3)年3月、その成案が全学の会議で承認されるに至った(資料2-3: pp.2-3)。

本規程に基づき、内部質保証の推進に関して責任の所在を明らかにしつつ構築した体制の要点のみを記せば、以下のようになる。

(1) 本学の内部質保証の最高責任者は学長とし、その推進の責任を負う組織は「教育研究運営委員会」とする(資料2-1: 第3条第1項)。

(2) 「教育研究運営委員会」は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、委員長には学長をもって充てる: ①学長 ②副学長を置く場合にあっては、副学長 ③学長補佐を置く場合にあっては、学長補佐 ④学部長 ⑤研究科長 ⑥学部長補佐を置く場合にあっては、学部長補佐 ⑦学事部長 ⑧各学科長 ⑨教学企画室長 ⑩事務局長(資料2-4: 第4条・第5条)。

(3) 全学内部質保証の中核機関である「教育研究運営委員会」と共に、同委員会の下部組織と見なす次の5つの委員会をもって、本学における全学内部質保証推進の組織を構成する: ①IR委員会 ②中期目標・中期計画策定検討委員会 ③点検評価運営委員会 ④FD運営委員会 ⑤SD委員会(資料2-1: 第3条第2項)。なお、「教育研究運営委員会」「IR委員会」「中期目標・中期計画策定検討委員会」「点検評価運営委員会」「FD運営委員会」「SD委員会」のメンバー構成は、全教職員に毎年度配布される校務分掌に明記し、学内への周知を図っている(資料2-5: p.3)。

本学における全学的内部質保証のための基本的な組織構造は以上のように要約できるが、2023(平成5)年度現在における本学の状況として、さらにもう2点、説明を追加しておきたい。

(4) 「点検評価運営委員会」と「FD運営委員会」は、それぞれ自己点検・評価とFD活動を毎年、具体的に実施するにあたり、必要となる業務を運営委員会それ自体とは別の機関(下記)に委ねるのが通例となっている。

まず、自己点検・評価に関しては、学部における自己点検・評価の実務(報告書案の作成・編集等)を常任委員会の一つである自己点検評価委員会が担う一方、研究科における同様の実務は、研究科委員会内に組織される小委員会の一つである点検評価委員会がこれを担うものとしている(資料2-1: 第3条第2項第3号/ 資料2-6: 第5条)。学部と研究科の点検評価委員会は別組織であるが、2020(令和2)年度から現在まで、双方の委員会の長を同一の教員が務めている。なお、点検・評価の結果を記した報告書は『〇〇年度 長崎純心大学 自己点検・評価報告書』のタイトルの下、学部と研究科の両方の内容が含まれるようにして編集し、2017(平成29)年度以後の7年間、毎年欠かさず作成されている(資料2-7【ウェブ】)。

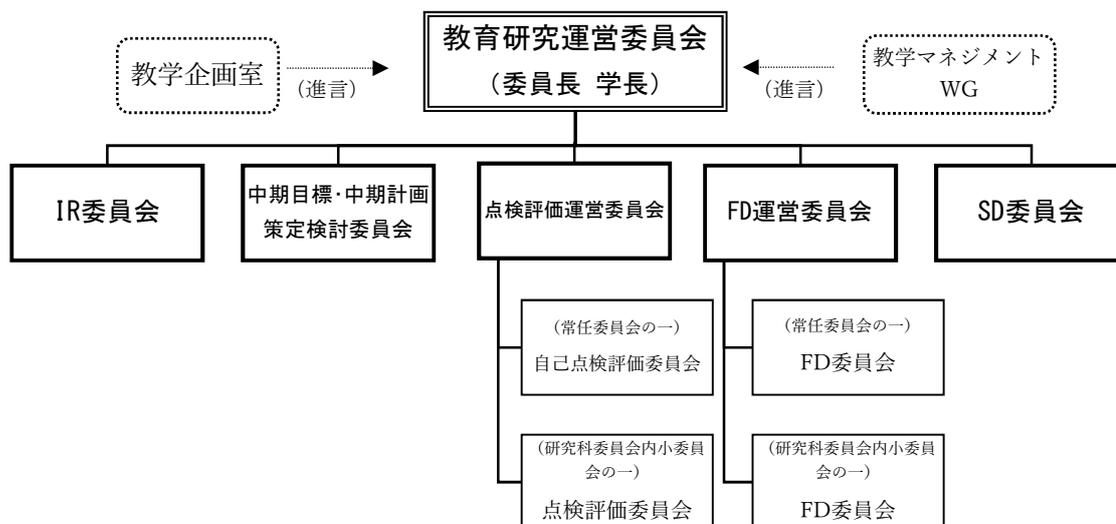
FD活動に関しても、同様に、学部におけるFD活動の実施は常任委員会の一つであるFD委員会がこれを担い、研究科における同様の実務は、研究科委員会内に組織される小委員会の一つであるFD委員会がこれを担うものとしている(資料2-1: 第3条第2項第4号/ 資料2-8: 第5条)。全教員の参加を前提としたFD研修や全科目における実施を建前とする「授業アンケート」等は、FD運営委員会の決定した方針に基づき常任委員会の一つであるFD委員会を実施主体として行い(資料2-9)、これとは別に、研究科のFD委員会はよりよい研究指導のあり方の検討など、大学院教育の特性に応じたFD活動の企画を年度ごとに立て、実施している(資料2-10)。

(5) さらに、教学面の改革がいつそう機動的に行われることを期し、2023(令和5)年度には、教育運営委員会の下部組織として定めた既述の5委員会とは別に、「教学企画室」および「教学マネジメントWG(ワーキンググループ)」を新設した(資料2-5: p.3; p.5; pp.11-12)。

「教学企画室」の長は教育研究運営委員会に対して、本学の教育の充実と活性化を期した意見を具申する権限を有する。また、「教学マネジメント WG」は学部長が指揮を執ることで、特に学部の教務的事項のうち、これまで本学で改革の遅れていた部分（科目ナンバリングやカリキュラムマップの作成等）の改善に拍車がかかることを期している。

参考として、ここまで文章で説明した本学の「全学内部質保証推進」体制を下に図示する。

長崎純心大学の「全学内部質保証推進」に責任を負う中心的機関の体制図（2023年度）



2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1： 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
 評価の視点 2： 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
 評価の視点 3： 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
 評価の視点 4： 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
 評価の視点 5： 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

(1) “3ポリシー”の策定と見直し

2023（令和5）年度末現在において長崎純心大学（人文学部及び大学院人間文化研究科）の掲げている「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の内容が具体的にいかなるものかについては、資料を参照されたい（資料 2-11／ 資料 2-12／ 資料 2-13）。

いわゆる“3ポリシー”を含め、本学の実現すべき理念・目的並びに各種方針に関する事項は教育研究運営委員会において審議されることとなっている（資料 2-4: 第 2 条第 1 号）。

2023（令和5）年度には、人文学部の3学科中2学科の名称を2024（令和6）年度より変更（「文化コミュニケーション学科」を「言語文化情報学科」、「地域包括支援学科」を「福祉・心理学科」に）することが決定されたことに応じて、学部・学科の“3ポリシー”の見直しが図られた（資料2-14）。

ただし、これらの方針の策定や改定にあたっては、教育研究運営委員会の審議のみによって全てが決定されるわけではなく、同委員会の構成員でもある学科長を介して各学科からの意見が聴取されたり、学科間の調整の場である学部協議会（学部長が主宰）において事前に協議がなされたりした上で、学部長（大学院のポリシーが問題である場合には研究科長）からの提案を、最終的に教育研究運営委員会の会議で審議し承認するという手続きをとることが通例となっている。

(2) 自己点検・評価の定期的な実施

本学の自己点検・評価は「年度毎に重点領域を定め実施する」（資料2-6：第2条第2号）ものであり、事実、そのように実施されている。点検評価運営委員会では、年度はじめ（通常は4月）に開催する会議において、前年度末までの本学の状況を自己点検・評価するための計画（当該年度の実施方針（テーマ）および点検評価項目、実施体制等）について審議・決定し、その計画を教授会報告事項として全教員に周知している（資料2-15／資料2-16）。なお、大学院の研究科委員会を構成するメンバーは、全員、教授会のメンバーを兼ねているため、教授会での上述の報告をもって、学部と研究科の双方に関し点検・評価の計画が周知されたものと見なしている。

実際に作成された自己点検・評価報告書の内容については、大学ウェブサイト内の関連ページを参照されたい（根拠資料2-7【ウェブ】）。

(3) PDCAを機能させる取り組み

PDCAを確実に回していくための工夫の一つとして、中期目標・中期計画（現在進行中であるのは2022（令和4）年度を始点とし2026（令和8）年度までの達成を目標に掲げた5ヵ年計画）を一覧で記したExcelシートを各学科・各課等の責任者に配布し、計画の実施状況を定期的に（毎年10月および3月）記入させる取り組みを行っている（資料2-17）。

また、IR委員会では「大学生活に関する調査」「新入生対象学修行動調査」「卒業後アンケート」を定期的に実施し、その結果を教授会で報告することにより、本学の教育と学修の成果に対する学生たちの意識や就職先での評価等を全教員が把握して、今後の改善への糸口を見出す機会としている（資料2-18／資料2-19／資料2-20／資料2-21）。

さらに、教職員全員の参加を原則としたSD研修会、および、教員全員と関係職員の参加を原則としたFD研修会も、それぞれSD委員会・FD運営委員会の企画により毎年度定期的に行うことが学内規程で方針化されており（資料2-22：第2条第1項／資料2-8：第2条第2号）、事実、そのとおり実施されている（資料2-23／資料2-24）。

(4) 教職課程の点検・評価

教職課程（中高、小、幼）の担当者名と各課程責任者名は毎年度の校務分掌に明記され（資料2-5：p.4）、関係者によって毎年、よりよい教員養成を目指した改善の努力が積み重ねら

れていることは、本学ウェブサイトにて公開される《FD Newsletter》からも知れるところである（資料 2-25【ウェブ】）。また、毎年、学期ごとに配布される「会議予定」の一覧表に「実習・インターンシップ支援（教職）」関係の担当者会議を開催する日時が明記され、実際、定期的な会合を開いて、問題点があれば授業内容・指導方法等の見直しを随時図るようになっている（資料 2-26）。本学ウェブサイト上に「教職課程における自己点検評価」の記事があり、2021（令和 3）年度末にまとめた「教職課程 自己点検評価報告書」を掲載している（資料 2-27【ウェブ】）。2022-2023 年度の点検評価報告書についても、2024 年 3 月末までの公表を期して編集作業が進められているところである。

(5) コロナ禍の下での対応（2020 年以降）

2019 年の冬頃から全国で新型コロナウイルスの蔓延が大問題となり、政府による「緊急事態宣言」発令（2020 年 4 月 7 日、2021 年 1 月 7 日、同年 4 月 23 日）や「まん延防止等重点措置」の公示（2021 年 4 月から 2022 年 3 月にかけて随時）が相次いでなされる中、本学でも他大学と同様、学生・教職員・その家族等の安全確保と、学生に対する学修機会の保障とを両立させるための方策を検討する必要に迫られた。時々刻々と移り変わる状況に応じて、そのつど迅速に判断し決定を周知する必要があったため、この期間中に大学当局から発出された学生および教職員に向けての指示（対面授業の一定期間自粛、学生の行動制限・行動管理、密集を回避するための臨時的な授業時間変更や教室変更等）は、多くの場合、既存の意思決定機関（教育研究運営委員会等）の会議に諮る手続きは省略して、学長・学部長・学事課長等のごく限られた要職者間の合意をもって決定とし、学長の名において、大学ウェブサイトおよび JunshinVision による「お知らせ」として出されたものである（資料 2-28【ウェブ】:）。

学生・教職員共に大変な時期ではあったが、執行部の敏速かつ適切な判断により全体的に混乱が生じることは少なく、授業の回数も（対面・リモート含めて）ほぼ無事に確保することができた。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2：公表する情報の適切な更新

大学ウェブサイト上に《情報公開》のページを特設し、そこに、〈教育情報の公表〉〈財務情報〉〈大学基準協会認定〉〈設置計画履行状況報告書〉〈教職課程に関する情報〉〈高等教育の修学支援に関する確認申請書〉〈校舎等の耐震化率〉〈ガバナンス・コード〉〈寄付行為、役員等(学校法人純心女子学園)〉という 9 つの見出しを掲げて、クリックすれば誰でもそれぞれの情報にアクセスできるようにしている（資料 2-29【ウェブ】）。また、同じく大学ウェブサイト上の《取り組み》という特設ページ内に、〈自己点検・評価〉〈教育の質保証・向上〉〈教職員の資質向上〉〈研究費の不正使用・研究活動における不正行為の防止〉という 4 つの見出しを掲げ（根拠資料 2-30【ウェブ】）、〈自己点検・評価〉のところから、

本学が各年度に作成した自己点検・評価報告書の本文を読めるようにしている。

ウェブサイトに掲載する情報の更新について、2024(令和 6)年 2 月末日時点での状況を調査したところ、教員養成の状況についての情報を公開したページ中の一部データ（教員免許取得者数など）が古いままであることが認められたため、即座に最新情報を掲載した。ただ少なくとも、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定めのある「教育研究活動等の状況についての情報」や財務情報（事業報告）はじめ、主要な情報については全て最新の情報が公表されていることが確認できた（資料 2-27【ウェブ】）。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1： 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
 評価の視点 2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証に関する事項は教育研究運営委員会の審議事項の一つに位置づけられているが（資料 2-4：第 2 条第 2 号）、少なくとも 2024（令和 6）年 2 月末現在までの状況としては、「内部質保証システムの適切性」についての検討が同委員会の議事として取り上げられた記録はない。2021（令和 3）年 3 月に「内部質保証に関する規程」を制定してからほぼ 3 年が経過したところである現在、同規程に定める体制の点検・評価に着手すべき時期に来ていることは確かであるが、本学の実情として、経営面・財政面で直面している課題への対応を優先せざるを得ない現実もあり、難しい問題である。

ただし、この問題（＝内部質保証システムそれ自体の点検・評価と、その結果に基づく実際の改善・向上）の重要性が無視されているわけではないことは、過去 3 年にわたり点検評価運営委員会が公表してきた自己点検・評価報告書が、いずれもサブタイトル中に「内部質保証」の語を冠していること、また、学部のみならず、研究科を含む大学組織全体の点検・評価の報告となるよう留意して編まれてきたことから明らかである（下表参照）（資料 2-7【ウェブ】）。

点検・評価の対象年度	報告書サブタイトル (テーマ)	設定した点検評価項目	報告書 公開年 月
2020(令和 2)年度	「内部質保証体制の構築へ向けて」	①内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。 ②前回の認証評価受審時(2017 年度)に問題点として指摘のあった事項が確実に改善されているか。	2021 年 10 月
2021(令和 3)年度	「内部質保証体制の実質化へ向けて」	①方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。 ②内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ③教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ④教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ⑤学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ⑥教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その	2022 年 12 月

		結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ⑦学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ⑧教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ⑨社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ⑩大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	
2022(令和4)年度	「内部質保証体制を支える規程類の妥当性」	内部質保証規程、教育研究運営委員会規程、運営の組織規程をはじめ、内部質保証体制を支える現行規程類（スタッフサイト掲載のもの）の現状がどのようなものであるか。	2023年9月

このように、本学の内部質保証体制(システム)の適切性を問い直す作業は、自己点検・評価の一環としては行われており、その中で数々の問題点も指摘されているものの、現時点では、いわば PDCA の「C (check)」の段階まで来て足踏みを踏んでいる状態というのが実態に近い。しかし、その中でも、2022 (令和4) 年度の自己点検・評価で明るみに出た現行規程類（とりわけ本学の内部質保証と関係の深い規程類）の不備な点や整合性を欠く点については、2024 (令和6) 年3月末までに改正が実現する見込みである。今後、学長のリーダーシップの下、さらに実質的な改善・向上に取り組みたい所存である。

2.2. 長所・特色

- ◎ 明示的な規程に基づいて「内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制」をどのように組織するかが表現されている。(資料 2-1)
- ◎ 自己点検・評価と FD 活動を、学部と研究科それぞれの役割分担を明確にした上で、年度ごとに着実に実施している。(資料 2-5 : p.3; p.6 / 資料 2-25【ウェブ】)

2.3. 問題点

前回(2017(平成29)年度)認証評価の受審結果を受けて 2021(令和3)年7月に本学が「改善報告書」を大学基準協会に提出した後、同協会より本学に届いた「改善報告書検討結果(長崎純心大学)」と題する文書には、概評の文章の「内部質保証」に触れた部分に、次のような記載があった(下線筆者)——「大学の諸活動についての自己点検・評価に取り組む適切な体制及びその結果に基づく改善プロセスを構築しているものの、構築から間もないことから、今後の着実な実施が望まれる」(資料 2-31)。

本学自身も、まさに、点検・評価の営みや IR の調査などから問題点が浮き彫りになった後の、改善の「実施」(PDCA の「A (Action)」) プロセスの実質化こそ最大の問題であると認識している。学長の率いる教育研究運営委員会が内部質保証推進の責任者としての役割を全うし、改善が必要な部分についての改善の「実施」を適切な仕方で関連各部署に指示し

た上、その進捗を管理するような体制を今後、構築していくことが課題である。

また、もう一つの課題として「内部質保証システム自体の適切性についての点検・評価」があり、できるだけ早い時期に教育研究運営委員会の審議にかけることを期したい。

2.4. 全体のまとめ

7年前の認証評価受審時に比べれば、本学における内部質保証体制の構築は格段に進んでいるといえる。それには、内部質保証に関する規程を制定し、その中で、本学が「内部質保証」や「PDCA」の語に与える意味（定義、基本的な考え方）を明らかにするとともに、内部質保証推進に責任を負う組織やその下部組織、ならびにそれぞれの組織の役割を明確化し得たところが大きい。

一方、上に「問題点」として述べたような課題があることも事実であるため、それらの克服へ向けて努力を続けていきたい。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

<p>評価の視点 1 : 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性</p> <p>評価の視点 2 : 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性</p> <p>評価の視点 3 : 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性</p> <p>評価の視点 4 : 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮</p>
--

本学では、「カトリシズムの建学精神に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成すると共に、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与すること」（資料 1-1：第 2 条）を目的として、以下のとおり、1 学部 3 学科、大学院 1 研究科及び図書館・研究所・附属施設等の教育研究組織を置いている。



●学部（学科）の構成

学部組織については、カトリシズムの建学精神に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成するために、人文学部だけの学部構成としている。人文学部では、時代の変化に適う地球時代のヒューマニズムの構築を目指し、建学の精神たるキリスト教ヒューマニズムに基づく人文教育研究（ヒューマニティーズ）を通して、人材の養成を図るために、文化コミュニケーション学科、地域包括支援学科、こども教育保育学科の3学科を設置している（資料 1-1：第 5 条；第 5 条の 2）。

●研究科（専攻）の構成

研究科については、大学院学則第 2 条で「本学大学院は、カトリシズムの建学精神に基づき、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養い、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成するとともに人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与する」ことを目的として、人間文化研究科を設置し、その目的及び使命を全うするため、4 分野の博士前期課程及び 2 分野の博士後期課程としている（資料 1-3：第 2 条；第 4 条；第 5 条；別表第 1）。

●図書館、研究所及び附置施設等の構成

早坂記念図書館、長崎純心大学博物館をはじめ各研究所、センター等は、本学の目的及び使命を全うするため、それらの設置に係る規程や規則等を整備したうえで有機的に関連し、それぞれの特色を生かして運営されている（資料 3-1：第 6 条；第 6 条の 2／資料 2-2 より「06 研究所等関係」）。

●教職課程への取り組み

教職課程は各学科がそれぞれの専門性の下に、また、共通科目は協同して教育を実施している。そして、教職課程（合同）会議で大学全体の協議・連携を図っている。点検評価報告書にあるとおり、組織的に実習支援の枠組みの中で、実習・インターンシップ支援（教職関係）を中心に教職課程の質の保証及び改善に取り組み成果を上げている（資料 2-27【ウェブ】）。

また、教職課程センター紀要を年 1～2 回発行している（資料 3-2）。

●教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

公認心理師法に沿って地域包括支援学科に県下唯一の公認心理師養成のコース（心理学・カウンセリングコース）を設け、さらに心理教育相談センターで、地域の方々を対象に、さまざまな悩みや心配事について、幅広く心の相談を受けている（資料 3-3【ウェブ】）。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠 (資料、情報) に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

●根拠に基づく定期的な点検評価

本学の教育研究組織の適切性の点検評価は、点検評価運営委員会規程第 5 条により自己点検評価委員会および研究科委員会内小委員会の点検評価委員会を実施機関として、自己点検評価委員会規則第 2 条第 1 項により公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」を点検・評価の指針として、毎年各事項ひとつ以上を実施することとし、第 3 号に「教育研究組織」を項目としている (資料 2-6 : 第 5 条 / 資料 3-4 : 第 2 条)。

●点検・評価結果に基づく改善・向上

この指標による点検・評価については、2018 (平成 30) 年度以降今回完全実施となるが、常に改善意識を持っており、2023 (令和 5) 年 4 月には改善の推進を図る意図の下に教学企画室を設置した (資料 3-1 : 第 9 条第 1 項第 8 号 / 資料 3-5)。また、2023 (令和 5) 年度に文化コミュニケーション学科内の 6 専攻を 4 専攻に改編したのに続いて、2024 (令和 6) 年の 4 月からは文化コミュニケーション学科を言語文化情報学科に、地域包括支援学科を福祉・心理学科にそれぞれ名称変更することを決定するなど (資料 3-6【ウェブ】 / 資料 3-7【ウェブ】)、社会のニーズの変化に対応するべく組織を見直してきた。

3.2. 長所・特色

◎ 本学はカトリシズムの建学の精神に基づくため、学内にキリスト教文化研究所を設置しており、建学の精神を養うために「キリスト教入門」に代表されるキリスト教教育プログラムを実施している (資料 1-1 : 別表第 1)。

◎ また、長崎県下唯一の公認心理師養成機関であることも本学の大きな特色である (資料 3-8【ウェブ】)。

3.3. 問題点

本学の教育研究組織の定期的な点検・評価を実施していなかった点は改善しなければならない事項である。

また、将来他大学並みの外国人留学生確保を目指す場合は、国際交流センターのヒト・モノの充実が必要となる。

3.4. 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、それぞれ、本学の教育目的を適切に反映しており、また、これまでの時代の変化や社会の要請を考慮しつつ設置されていると言える。また、問題意識をもって組織改善に取り組んでいる。以上のことから、本学の教育研究組織については、大学基準に照らして適切であり、教育目的を追求するための組織として有効に機能していると言える。

しかし、組織の見直しは行っていたものの、基準に則った定期点検・評価を行っていなかった点は、少子化が急速に進行する現在において、良質の教育研究を提供する機会を逸することにつながるため、大いに反省し、定期的な点検・評価を実施し、組織の改善を進めていかなければならない。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点： 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

(1) 学部（学士課程）

本学人文学部は、建学の精神と教育目標に基づいて3つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を設定し、学則に定める卒業要件を満たす学生に対し学位を授与している。

本学人文学部の卒業認定・学位授与方針は2023（令和5）年度現在、以下のとおりである（資料2-11）。

人文学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人文学部は、カトリシズムの精神に基づき、人間の人格性を基盤とする学部共通の教養教育と、各学科における高度な専門教育を行い、所定の単位を修得し、次のような力を身につけた学生に学位を授与する。

1. 明瞭な根拠に基づいて理論的に思考し、判断する力を有する。
2. 生涯にわたって、主体的に学び続ける力を有する。
3. 自らの考えを表現するとともに、他者との意思疎通を図ることのできる言語能力を有する。
4. 自らの教養と専門性に基づいて、他者と協調して社会に貢献することのできる力を有する。

また、これに加え、本学人文学部の教育方針を踏まえ、各学科における専門分野に応じ、卒業時に身につけているべき知識・技能・多様性等を目標に各学科毎の卒業認定・学位授与方針を策定し広く公表している（資料は同上）。なお、すでに触れたように（cf. 第2章中2.1.3(1)）、この学部・学科のディプロマ・ポリシーは、次年度(2024年4月)からの一部学科名称変更を機に見直し図られ、内容的に大きな変更はないが、学部全体の方針がどの学科にも貫かれていることをより明瞭にした表現に改めることが決定している（資料2-14）。

(2) 研究科（博士前期課程・博士後期課程）

研究科の教育研究上の目的は、大学全体としての目的を承けつつ、「カトリシズムの建学精神に基づき、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高

度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、地域と世界に貢献し得る有能な人材をするとともに人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与すること」と大学院学則に示されている（資料 1-3：第 2 条）。研究科では、これを踏まえて修士、博士の学位ごとに「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定している（資料 2-11）。

現在の学位授与方針においては、具体的な指針として、博士前期課程では、幅広い学問の基礎的能力を基に、高度な専門知識と倫理観をもとにした多角的思考力、分析力、問題解決力、実践力等を掲げている。博士後期課程では、それらに加え、新たな知を創造する研究能力や優れた学術的成果等を掲げている。

決定された学位授与方針は 2020(令和 2)年度から大学ホームページ上に掲載し（資料 4-1【ウェブ】）、2021(令和 3)年度から入学者用『履修等案内』の冊子にも記載して周知を図っている（資料 1-5：p.114）。

なお、学部について最近、学科名称変更に伴う学位授与方針の見直しを行ったのは既述のとおりであるが、形式上の整備が中心であり内容的な変更は大きなものではなかったため、研究科の学位授与方針については従来どおりでよいと判断した。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1： 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- 教育課程の体系、教育内容
- 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2： 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

(1) 学部（学士課程）

本学では、大学の教育目標と 3 つの方針および学部学科の教育目標と卒業認定・学位授与の方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を定め、本学ウェブサイトに掲載している（資料 2-12 *本資料は 2024(令和 6)年 3 月まで適用され本学 HP に公示されていた CP である。2024 年 4 月入学より適用する改定後の CP は、この後の囲みの中に示す）。

学部としての教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針で定めた能力を身に付けるために編成されるカリキュラムの基本的な考え方を記載している。この後の囲み中に述べられたとおり、学部の教育課程は「基礎科目」と「基幹科目」、「応用科目」の 3 つの科目群から構成される。

各学科におけるカリキュラム・ポリシーにおいては、体系的な学びを促進し、且つ卒業認定・学位授与方針との適切な連関性を示すため、入学時全学生に配布する『Campus Guide』にて履修系統図のページを特設している（資料 1-4：pp.290-300）。ただし、現在、この部分の記載の仕方が学科によりまちまちであるため、いわゆる「カリキュラムツリー」（資料 4-2）および「カリキュラムマップ」（資料 4-3）と言われるものの書式を揃えた上、より適切かつ学生にとってわかりやすい仕方で示せるよう検討したい。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

人文学部

【教育課程の編成】

人文学部では、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために4年間のカリキュラムを「基礎科目」「基幹科目」「応用科目」の3つの科目群によって編成する。

【教育内容・方法等】

「基礎科目」は、人文学部の全学生に共通の科目群であり、思考力、判断力、表現力の基盤となる教養、外国語の運用力、情報処理能力並びに健康の基礎を身に付けるとともに、地域社会の具体的な課題把握と解決のために主体的に学ぶ力を習得する。授業は、講義または演習形式で行う。

「基幹科目」は、各学科が目指す人材養成の目的を達成するために設けられた専門の科目群で、社会における自立のために必要な力を習得する。授業は、講義または演習形式で行う。

「応用科目」は、広く社会に貢献するために必要となる専門の学芸を知的かつ道徳的に理解し、応用する能力を習得する。授業は、人文学部の全学生が執筆する「卒業論文」につながる少数のゼミナールである「専攻演習Ⅰa」「専攻演習Ⅰb」「専攻演習Ⅱa」「専攻演習Ⅱb」で行う。

（資料 4-4【ウェブ】 *2024年3月改定後のCP(抜粋)。）

（2）研究科（博士前期課程・博士後期課程）

研究科では、2020(令和2)年3月より数次にわたる研究科委員会の会議で学位授与方針の策定について検討し、最終的に同年6月、前期課程・後期課程それぞれのカリキュラム・ポリシーの成案を同委員会のメーリングリストによる会議により採択した。決定したカリキュラム・ポリシーは2020(令和2)年度からホームページ上に掲載し、2021(令和3)年度からは入学者用『履修等案内』の冊子にも明記して、周知を図っている（資料 4-4【ウェブ】／資料 1-5：p.114））。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- 教育課程の編成に当たったの順次性及び体系性への配慮
- 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- 個々の授業科目の内容及び方法
- 授業科目の位置付け（必修、選択等）
- 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- 初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- 教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

◎ 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 学部（学士課程）

〔教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性〕

〔教育課程の編成に当たっての順次性及び体系性への配慮〕

本学では、学部学科の卒業認定・学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、「基礎科目」「基幹科目」「応用科目」3つの科目群を開設している。

「基礎科目」は、学科による専門教育の前提となる教養教育として位置づけられ、かつ、本学のディプロマ・ポリシーにも明示された「カトリシズムの精神」、また「人間の人格性の基盤」に應えるための全学科共通科目として設置されている。他方、「基幹科目」及び「応用科目」は各学科における高度な専門教育を行うための科目群として設置されている。

各学科での基幹科目における教育課程の編成については、カリキュラムツリー、カリキュラムマップでの検証を通じて順次性及び体系性への配慮を行っている（資料 4-2 / 資料 4-3）。

加えて、学部の教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び、科目構成の順次性・体系性を改めて検証するため、2023（令和 5）年度には、学部長をリーダーとする「教学マネジメントWG」を立ち上げ（資料 2-5 : p.5）、学科会、学部協議会、教育研究運営委員会等での協議も重ねながら、2024 年度からの実施に向けてカリキュラムの見直し及び再構築を行ってきたところである。その結果、特に基礎科目の部分のカリキュラムについて、①体系性をこれまで以上に重視した科目区分の見直しと、②ディプロマ・ポリシーとの関連を重視した開設科目の精選 ③卒業要件単位数の学科間におけるばらつき解消 を旨とする改革が必要と判断され、教育研究運営委員会での審議を経て、新(2024)年度入学者より適用する新しい教育課程が確定したところである（資料 4-5）。

〔単位制度の趣旨に沿った単位の設定〕

本学では学則第 42 条において「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とすることを定めるとともに、講義、演習、実技、実習の授業時間についても同じく学則第 42 条に明記している（資料 1-1）。このことは大学設置基準第 21 条に準拠したものであり、単位制度の趣旨に沿ったものである。

〔個々の授業科目の内容及び方法〕

個々の授業科目の内容及び方法はシラバスに明記されている（資料 4-6【ウェブ】）。なお、シラバス記載のチェックはある程度まで学事課で行っているが、記載内容のチェックまでは行っていない。記載内容の適切性についての確認体制は今後の課題である。

〔授業科目の位置づけ(必修、選択等)〕

授業科目の位置づけ（必修、選択等）については、授与する学位の学問的体系性を考慮し、その重要度に応じた位置づけを行っているが、現在もカリキュラムツリー、カリキュラムマップを作成しそ

の整合性について引き続き検証をおこなっているところである（資料4-2／資料4-3）。

〔各学位課程にふさわしい教育内容の設定〕

本学では科目群における学習・教育目標と科目との関係性を『Campus Guide』掲載の履修系統図で分かりやすく示している（資料1-4：pp.290-300）。加えて、2020年度よりディプロマ・ポリシーとの関連性についての検証を行っており、それぞれの科目における体系性及び順次性についてカリキュラムツリー・カリキュラムマップを通してその見直しを行っているところである（資料4-2／資料4-3）。

〔初年次教育、高大接続への配慮〕

初年次教育については、基礎科目におけるフレッシュマン・セミナーA・B「長崎に生きる・純心で学ぶ」をテーマに本学で学ぶに望ましい学修態度を身につけることができるように科目を設定している（資料4-7）。また推薦入試など総合型、学校推薦型の早期入試で合格した学生に対しては、入学前教育として入学前プログラムを策定し、入学前のリモート交流座談会、学科別プレ講座等を通して高大接続への配慮を行っている（資料4-8）。

〔教養教育と専門教育の適切な配置〕

本学のカリキュラムは教養科目としての基礎科目、専門教育としての基幹科目、応用科目として卒業要件が構成されている。

2023（令和5）年度現在、学則に定める各学科の必要要件単位数は下の表Aのとおりである（資料1-1：第44条）。

〔表A〕 *2023年度入学者まで

学 科	授業科目の区分	基礎科目	基幹科目	応用科目
文化コミュニケーション学科		47単位以上	77単位以上	8単位
地域包括支援学科		25単位以上	98単位以上	8単位
こども教育保育学科		32単位以上	91単位以上	8単位

ただし、上述したように、現在、新(2024)年度からの学科名称変更と併せて学部の教育課程の見直しが図られているところであり、その結果、2024（令和6）年4月1日以後の入学者については、学科による規定のばらつきを極力抑える趣旨の下、要件単位数を次の表Bのとおり変更することが既に決定されている（資料4-5）。

〔表B〕 *2024年度入学者以後

学 科	授業科目の区分	基礎科目	基幹科目	応用科目
言語文化情報学科		30単位以上	86単位以上	8単位
福祉・心理学科		30 単位以上	86 単位以上 (地域包括ケアコースのみ 95単位以上)	8 単位
こども教育保育学科		30単位以上	86単位以上	8単位

いずれにせよ、本学では学位の取得に際し、必要となる単位数が基礎科目、専門科目で偏ることなく配置されている。

〔教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり〕

教育課程の編成においては、中期目標・中期計画の方針に沿って、計画的に行われている（資料1-8）。特に毎年の事業計画案においては、学部協議会において教育課程の見直しに触れ、変更が必要な場合は、学部協議会の審議を経て、内部質保証の最高責任者である学長よりその推進責任を負う教育研究運営委員会に提出され、最終的に学長が決定することとなっている。

〔学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施〕

本学では教職協働の観点よりキャリア教育と就職支援体制を融合した取り組みを実施しており、学生が自分に合った仕事を見つけ社会を生きていく力を養うよう、支援体制を整えている（キャリア支援に関しては「第7章 学生支援」で後述）。

現在の本学のカリキュラムにおいては、1年次後期対象の「キャリアデザインA」、2年次前期対象の「キャリアデザインB」を基礎科目として全学科対象に開設している（資料4-9）。また、3年次対象科目として「インターンシップ指導Ⅰ」「インターンシップ実践」「インターンシップ指導Ⅱ」が開講され、学生は段階的に自身のキャリア形成や職業的自立について学ぶことができる（資料4-10）。

（2）研究科（博士前期課程・博士後期課程）

〔博士前期における教育課程〕

博士前期課程には研究分野として「比較文化」「福祉文化」「臨床心理学」「児童保育文化」の4分野が設定され、いずれの分野においても、その教育課程は統合科目、基軸科目、展開科目から編成される（資料1-3：別表第2）。

統合科目は、4研究分野の学生が共通して学ぶ科目であり、本学のカトリシズムの建学精神が反映された「人間文化研究特論」「キリスト教人間学特論」の2科目が選択必修として開設されている（資料4-11）。

基軸科目には、各研究分野の専門に応じた科目が配置されている。特に、臨床心理分野では公認心理師の国家試験の受験資格の指定科目がすべて設置されており、専門職としての実践力を身につけることができる教育課程となっている。

なお、博士前期課程では、院生はどの研究分野を専攻するかにかかわらず共通の統合科目や他研究分野の基軸科目を履修することが可能であり、多様な研究分野の学生とともに学びあうことで多角的思考力などを身につけることができるようになっている。

〔博士後期における教育課程〕

博士後期課程には研究分野として「文学」と「福祉」の2分野が設定され、その教育課

程は両分野とも、基盤科目と総合展開科目から編成されている（資料 1-3：別表第 3）。

博士後期課程のカリキュラム・ポリシーには、十分な学術専門知識および新たな知を創造する能力を身につけ、各研究分野で学術的な成果を上げるとある。これに合致し、より専門的な学びに特化して学べるように、2021（令和 3）年度入学生までは博士後期課程の院生は修了要件単位数が 26 単位以上であったものを、2022（令和 4）年度入学生からは、修了要件単位数を 22 単位以上とし、かつ、指導教員が担当する基盤科目を 3 年間で計 12 単位履修し人間文化特殊研究 10 単位履修することで満たすものと変更した（資料 4-12）。これにより、学生が自らの専門性に特化し学びを深められるようになった。

〔教育課程編成の上での体系性の確保〕

博士前期課程および後期課程において、開講科目が教育課程の編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成しているかを確認する目的から、教育課程についてのカリキュラムマップ作成を 2022（令和 4）年度の FD 活動として行った。この作業は、研究科委員会内小委員会の一つである FD 委員会メンバーを中心に進められ、その結果、博士前期および後期課程の各課程ごと・研究分野別に作成されたカリキュラムマップが、2022（令和 4）年 9 月の研究科委員会において審議された（資料 4-13）。このとき作成したカリキュラムマップは、院生の履修に役立てるため、2024（令和 6）年度の『大学院人間文化研究科 履修等案内』から掲載予定である。

また、社会の要請に伴い、長崎県で唯一、研究科における公認心理師養成を行う本学大学院では、2020（令和 2）年度中に、養成指定科目である「心理実践実習」の枠組みの見直しを行った。具体的には、「心理実践実習 A」（9 単位）を、内容に応じて「心理実践実習 A（学内実習）」（6 単位）、「心理実践実習 B（学外実習）」（2 単位）、「心理実践実習 C（事前事後指導 I）」（1 単位）に区分した。また、臨床心理士養成課程の廃止に伴う名称変更等の理由（「臨床心理実習 I（心理実践実習 B）」（1 単位）を、「心理実践実習 D（事前事後指導 II）」（1 単位）に名称変更した（資料 4-14）。

このように、随時、必要に応じて教育課程を見直し、体系性の確保に努めている。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点 1: 各学部・研究科において授業内外の学生の学修を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">● 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）● シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）● 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法● 適切な履修指導の実施● 授業形態に配慮した1授業当たりの学生数● 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保
--

証推進組織等の関わり

評価の視点 2：新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 学部（学士課程）

〔各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置〕

本学では、単位制度の趣旨に照らし、単位計算の基準として1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。原則として講義および演習科目は、15時間の授業と30時間の自習をもって1単位、外国語科目および実技は、30時間の授業と15時間の自習をもって1単位を与えることとし、事前および事後に要する学習時間や内容をシラバスで明記することにより単位の実質化を図っている。授業外学習時間は、3年次において外部の調査機関を利用し「学修行動調査」として実態の把握に努めている（資料4-15【ウェブ】）。

各年次・学期に履修できる上限単位数は、年間48単位として、各科目に十分な学習時間を確保できるよう配慮している。ただし下記のものについては登録上限単位数の計算から除外することとなっている（資料4-16）。

- ① 再履修する科目
- ② 卒業要件に係わらない資格科目
- ③ 介護福祉士の養成に係わる資格科目
- ④ 保育士の養成に係わる資格科目
- ⑤ 集中講義科目
- ⑥ 学外で行う実習科目及び海外実習科目（留学を含む）

〔シラバスの内容及び実施〕

本学ではシラバスは統一のフォーマットを利用し、「授業形態」のほかに、「講義・演習概要」「学習（到達）目標」「講義・演習計画」「成績評価の方法」「履修および予習・復習の指示」「テキスト、参考文献」の内容で構成されている（資料4-6）。なおシラバスは大学ホームページから常時閲覧が可能である。

シラバスへの入力依頼については、学事課が主体となり、シラバス記入要領を各授業担当者に渡し行っている（資料4-17）。現在、2024（令和6）年度に向けてシラバス記載内容の見直しを行っており、事前・事後学習内容の明文化そして科目ナンバリングコード、また授業形態におけるアクティブラーニング等の記載内容の追加を検討しているところである。

シラバスの実態については、授業改善のための学生による授業アンケートに質問1「授業の概要と目的がシラバスに明記されており、授業内容と一致している」また質問2「成績評価の基準が明確に示されており、学生の努力を公正に評価しようという意図が感じられる」の設問を設けることによって、シラバスの内容と授業内容との整合性を間接的にではあるが把握しようと努めている（資料4-18【ウェブ】）。

〔学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法〕

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法について本学では課題解決型学修（PBL）としての位置づけにおいて全学生が履修できるように基礎科目において「アクティブ・ラーニング」の授業を設置している（資料 4-19）。加えて現在、2024（令和 6）年度に向けてサービ斯拉ーニングなどの PBL 型授業の増設に取りかかっている。

〔適切な履修指導の実施〕

新年度オリエンテーション時、新入生に対しては入学式翌日（日曜日を除く）より、3 日間のオリエンテーション・履修説明期間を設け、教務委員が中心となり履修指導を実施している（資料 4-20）。2 年次以上の学生については、新入生と同様、履修説明期間において教務委員が中心となり、丁寧な履修指導及び相談を実施している（資料 4-21）。

また、授業科目等に関する学生からの質問・相談に応じるための時間として、クラスアドバイザー、もしくはゼミ担当者によるオフィスアワーを設けている（資料 4-22）。オフィスアワーは、授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す時間帯であり、その時間帯であれば、学生は自由に研究室を訪問することができる。

さらに、本年度、学生有志 6 名による自主企画として、学生同士のピアサポートを目的に「学生サポーター室」が発足し、大学としても活動の場所を提供するなど便宜を図っている（資料 4-23【ウェブ】）。

〔授業形態に配慮した 1 授業当たりの学生数〕

本学では、講義、演習、実習、実技といった授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について特段の定めはおこなっていないが、特に演習及び実技授業においては、1 クラスの人数が 15～35 名で行えるように配慮を行っている。このような科目は、あらかじめクラスを指定する、もしくは予備登録を行うなどの方法をとっている。

一般講義科目については、大人数化する傾向にある科目については、あらかじめ予備登録により定員管理を実施することや、開講時限の調整などを行っていないながら大人数化への配慮、対応を行っている。

〔学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり〕

学長を委員長とする教育研究運営委員会は、本学の教学上の重要事項を審議し決定する機関であり、その決定に基づいて教育課程に何らかの変更が生じる可能性が十分ありうる（資料 3-1：第 8 条）。また、同じく委員長を学長とする点検評価運営委員会は、毎年度、自己点検・評価を実施しているが、同委員会の規程第 6 条第 2 項で、「学長は、点検・評価の結果、特に改善が急務であると認められた事項がある場合には、速やかに、学部長、研究科長、学事部長、各学科長、事務局長ほか関連する部署の長に必要な指示を与えるなどして改善に努め、達成状況の検証をしなければならない」と定めている（資料 2-6：第 6 条第 2 項）。このように、必要に応じて全学内部質保証推進組織から各部局への教育改善に関する指示が出せる体制となっている。

〔新型コロナウイルス感染症への対応〕

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度にかけ新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ほぼ全ての科目が遠隔授業となり、一部演習・実習等の少人数科目以外は遠隔での実施となったが、ほとんどの科目を予定通り開講することができた。なお、遠隔授業とした科目のうち、遠隔だけでは完結せず対面での教育が不可欠となる演習や実技・実習などの一部科目については、人数の調整や教室の変更また、実習においては時期をずらすなどの対応を取りながら実施に向けた対応を行った。また一部対面授業への対応については、健康管理委員会において審議し、許可制を取りながら感染防止対策を徹底した上で実施した。一部対面での実施、もしくは完全遠隔授業への対応はオンデマンドもしくはZoomを活用し行った（資料2-28【ウェブ】）。

成績評価については、対面での試験ができない場合は各教員の判断の下、毎回の提出課題やレポートによって行うこととした。なお、シラバスに記載された内容の変更については担当教員から必ず履修者に通知するよう、JunshinVision（本学のWeb連絡システム）によって全教員に要請した。

（2）研究科（博士前期課程・博士後期課程）

〔シラバス〕

シラバスは、実際に開講されている科目に関しては概ね適切に記載されているが（資料4-6【ウェブ】）、本学大学院の基軸科目のうちには、学則上存在してはいても当該年度に履修者が一人も無く不開講となるものが少なからずあり、そのような科目のシラバスは掲載自体がなされない傾向がある。

なお、シラバスの点検体制の構築と改善については、その必要性が2020（令和2）年度内の研究科委員会で検討され、研究科委員会内小委員会の一つである教務委員会メンバーがチェックリストに基づきシラバス掲載状況を点検して研究科委員会に報告する体制を構築した。以来、定期的にシラバスの点検が実施されている（資料4-24）。

〔単位の実質化〕

博士前期課程の修了要件単位数は全研究分野とも30単位以上であるが、2021（令和3）年度の入学者までは、臨床心理分野の院生のみ、資格の取得をめざす関係で、修了時の取得単位数が平均40単位を超える状態であった。これは、専門的な科目である心理実践実習A、B、C、Dの計10単位（450時間以上）が当初は「基軸科目」でなく「展開科目」に位置づけられており、実質的には修了要件単位数に組み入れられない状況であったためである。そこで、院生の学習時間を保証し単位の実質化を図るための措置として、2021（令和3）年に臨床心理分野の教育課程の見直しを行い、心理実践実習A、B、C、Dの位置づけを「展開科目」から「基軸科目」に変更した（資料4-12）。これにより、現在では、研究分野による学生の取得単位数の偏りが改善され、どの院生も十分な学習時間を確保しながら履修が可能となっている。

また、博士前期課程「統合科目」の開講時期が2022（令和4）年度までは後期に偏っていたのを、2023（令和5）年度入学者のカリキュラムから変更し、現在では前期と後期にバ

ランスよく配置されている。

一方、博士後期課程に係ることとして、2021（令和3）年度までは後期課程に開講される全科目が通年4単位の科目であったのを、同年12月1日開催の研究科委員会で「文学特殊研究演習」「福祉特殊研究演習」にI a、I b、II a・・・を加えて半期ごとの2単位科目に分割する案が承認され、以後、学生の履修しやすさの向上と共に、より密度の濃い演習が可能になった（資料4-25）。

〔履修指導〕

履修指導の実施は、学部同様、入学式後に毎年、大学院人間文化研究科履修等案内を使って教務委員の教員および学事課職員が行っている。

〔授業アンケート〕

学部の授業（基本的には全科目）について年2回（前期及び後期の学期末）、実施される授業アンケートは、同じ時期、同じGoogleフォームの書式で、回答用のフォームが大学院の履修科目登録者にも送信されるようになっている。ただし、本学の実施する授業アンケートは、回答者の匿名性を保つため履修者10名未満の科目には適用しない方針をとっており、一般に研究科の授業は受講者数が少ないものが多いことから、事実上、実施対象となる科目は一部のものに限られる。

また、10名以上の科目においても、学生の授業アンケートへの回答率は低いことがわかっている。例えば、2022（令和4）年度において、「心理実践実習C」は受講生10名で回答者0名、「心理実践実習」は受講生10名で回答者1名、「人間文化特別研究」は受講生20名で回答者2名という状態であった。

そのため、2023（令和5）年度は研究科長より科目を担当する教員に呼びかけを行い、院生の回答を促す予定である。

〔継続履修制度・長期履修制度〕

2020（令和2）年度に大学院継続履修制度の見直しを行い、2021（令和3）年度入学者からは、原則1年以内の留学または休学をはさんで履修する場合の実習・演習について、前期からの復学か後期からの復学かを問わず、柔軟に継続履修を可能とした（資料4-26）。

また、本研究科は社会人が入学する場合も多いことを考慮し、仕事等との両立が可能なように長期履修制度を実施している（資料4-27）。2023年度現在も、この制度を利用し、博士前期課程（標準2年間の課程）を3～4年計画で学ぶ者2名、博士後期課程（標準3年間の課程）を4～6年計画で学ぶ者1名が在籍している。

〔研究論文指導の内容・方法、年間スケジュール〕

研究科の場合、個々の授業科目の履修はもちろん重要であるが、とりわけ重要なのは学位論文である。そこで、博士前期・博士後期の課程別に定める学位論文の審査プロセスや審査基準、スケジュール等については、大学院入学者に配布する『履修等案内』の冊子の中でも特に多くの紙面を割いて詳細に説明し、全ての院生に周知を図っている（資料1-5：

pp.50-56)。

なお、2020(令和2)年以後、本学大学院では、人を調査対象・研究対象としようとする院生及び教員に対し、研究実施の前に研究倫理審査を行っている。具体的には、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースもしくは研究倫理に関する講習会等の受講を必須とし、その上で、所定の様式による倫理審査申請書の提出をさせることとした(資料4-28)。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1: 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- 既修得単位の適切な認定
- 成績評価の客観性、厳格性、公正、公平を担保するための措置
- 卒業・修了要件の明示
- 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2: 学位授与を適切に行うための措置

- 学位論文審査基準の明示
- 学位審査及び修了認定の客観性、厳格性を確保するための措置
- 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- 適切な学位授与

(1) 学部(学士課程)

[単位制度の趣旨に基づく単位認定]

本学では、成績評価および単位認定を適切に行うため、『Campus Guide』中に「試験」および「学業成績」に関する説明ページを特設し、学生へ周知している(資料1-4:pp.25-31)。具体的には、試験の種類と受験資格、成績判定の基準、GPA等についての概略を『Campus Guide』で説明し、個々の授業科目ごとの成績評価方法や基準についての詳細は、当該科目のシラバスによって明示するようにしている(資料4-6【ウェブ】)。

大学設置基準の単位制度の趣旨に照らし、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とすると学則に定めている(資料1-1:第42条)。大まかな考え方としては、講義および演習科目については〈15時間の授業+30時間の自習〉をもって1単位、実技および外国語科目については〈30時間の授業+15時間の自習〉をもって1単位、実験および実習科目については〈45時間の授業(実験又は実習)〉をもって1単位を与えることで単位の実質化を図ることになるという理解を持っているが、学修行動調査等の結果から窺える学生の現実との開きをどのように埋めていくかは、今後の課題である。

[既修得単位の適切な認定]

既修得単位の認定は、学則第45条2の定めより、教育上有益と認める場合に60単位を超えない範囲で認められる(資料1-1:第45条の2)。単位の認定に際しては、教授会の議を経て学長が認定することとなっており、適切に実施されている。

〈成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置〉

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性は ①シラバスへの成績評価方法、②定期試験の厳格な実施、③成績問い合わせの制度 によって担保されている。

① シラバスへの成績評価方法の明記

シラバスに「到達目標」及び「成績評価方法・割合」等の項目を明記し、成績評価方法では、定期試験やレポート等の評価項目だけではなく、各項目が成績評価全体に占める割合が明示され、どのような形で成績評価が行われるか示している（資料4-6【ウェブ】）。

② 定期試験の厳格な実施

定期試験は、「学年末試験に関する内規」（資料4-29）ならびに『Campus Guide』記載の「試験」に関する諸々の定め（資料1-4：pp.25-28）に基づいて実施される。また定期試験の監督を行う教職員には「定期試験監督者要領」（資料4-30）を配布し、試験が公平かつ厳正に行われるようにしている。

③ 成績問い合わせ制度

成績評価の信頼性及び成績評価に関する説明責任を果たすべく、本学では学生からの成績問い合わせの制度を設けている。学生自身が成績評価に疑義がある場合には、個人別成績一覧表の配布後10日間以内に、学生本人が学事課に申し出て、科目担当者より、成績評価に関する説明を求めることができる（資料1-4：p.31）。

〔卒業・修了要件の明示〕

卒業・修了の要件は学則第44条により、文化コミュニケーション学科132単位以上、地域包括支援学科131単位以上、こども教育保育学科131単位以上を修得しなければならない[※]と定めており、その内訳を含めて明記している。また、学生に対しては『Campus Guide』において、よりわかりやすいかたちで学科ごとに卒業要件単位数の内訳を一覧表示している（資料1-4：p.41; p.55; p.81）

※ 以上に記したのは2023年度入学者まで適用する学則に定める要件単位数であり、この単位数が、2024年度入学者からは変更されることは、本章4-1-3の部分で既に述べたとおりである。

〔成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり〕

本学において全学内部質保証推進の中核的役割を担っている教育研究運営委員会が、成績評価や単位認定に関わる全学的なルールの設定に実質的に関与することは、これまでの大学の歩みを見るかぎり、そうあることではなかった（おそらく今を遡ること10年ほど前に「GPA」の導入を決定した時が最後と思われる）。

しかし、2023年（令和5）年度には、学部長を座長とする「教学マネジメントWG」及び、教学の改善に向けた意見を教育研究運営委員会に対し具申する権限を有する独立委員会「教学企画室」が新たな会議体として発足する（資料2-5：p.3; p.5）など、大学運営として、従来以上に教学マネジメントを重視する動きへの兆しが見られた。その流れの中で、2024年（令和6）3月、教育研究運営委員会は新年度から適用するディプロマ・ポリシー以下“3

ポリシー”と同時に、新たなアセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）案を審議し、承認した（資料4-31）。そこには科目レベルでの評価に関して以下のように記されており、成績評価を適正に行うことを全学的ルールとして確立しようという意図が見られる。

【科目レベル】

シラバスにおいて各科目の到達目標、授業外学修の内容を明確に示し、学期末の試験及び授業アンケートの結果を用いて、科目ごとの学修成果の達成状況について評価します。教員は各科目の目的に応じて、当該科目における学生の達成を評価するための方法をシラバスに具体的に明示し、その方法によって成績評価を行います。

〔学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置〕

学則第62条の2第2項で「本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」と明示している。そして、学則第64条「第15条に規定する期間（注：修業年限4年）（中略）以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する」に従い、4年以上在籍し卒業必要単位を修得した学生に対して、卒業認定が行われている（資料1-1：第2条第2項；第64条）。

卒業判定においては、教務委員会において学生一人一人の単位取得状況等を慎重に検討した後、教授会において審議・承認する手続きをとっている。

〔学位授与に係わる責任体制及び手続き〕

〔適切な学位授与〕

学士の学位は、上述のとおり学部の教授会にて卒業の判定を行い、学長は教授会の意見を聴き、その意見を基に学士の学位を授与すると学則で定めており、学位授与に係わる責任体制を明示している。

（2）研究科（博士前期課程・博士後期課程）

〔成績評価及び単位認定を適切に行うための措置〕

成績評価及び単位認定については大学院学則の第17条（考査及び単位の授与）・第18条（学業成績の評価）に定めがあり（資料1-3：第17条・第18条）、入学者に配布する『履修等案内』の冊子にも同じ内容を記載し、それに基づく指導を適切に行っている。また、2020（令和2）年6月に研究科委員会で決議した博士前期課程・博士後期課程それぞれの「アセスメント・ポリシー」を『履修等案内』に掲載し、大学ウェブサイト上でも公表している（資料2-12／資料1-5：pp.115）。

人間文化研究科 アセスメント・ポリシー（学修成果の評価）

【博士前期課程】

学修成果に対する評価は、以下の3点を総合的に評価します。

1. 履修した授業科目の成績
2. 提出される学位請求論文に係る研究発表
3. 学位請求論文

【博士後期課程】

学修成果に対する評価は、以下の3点を総合的に評価します。

1. 履修した授業科目の成績
2. 提出される学位請求論文に係る学内外での研究発表
3. 学位請求論文

〔学位授与の実施手続と体制〕

大学院における学位授与の実施手続及び体制については、「長崎純心大学大学院学位規程」（資料 4-32）および「長崎純心大学大学院学位審査の実施に関する内規」（資料 4-33）と題する2つの規程類、ならびに、「論文審査基準」と「学位論文の審査プロセス及び基準」を含む「学位授与の方針と基準」及び関連要綱（資料 4-34）に、修士と博士の学位に分けた上で網羅的に記され、入学者に配布する『履修等案内』に全て掲載している（資料 1-5：pp.35-56）。参考として、2020（令和2）年6月に研究科委員会で決議した現行の「論文審査基準」（大学ウェブサイトの大学院関係のページ上でも公表している）を下に引用しておく。

修士論文審査基準

1. 研究テーマが明確で独自性がある
2. 倫理審査委員会の審査が必要なテーマの場合、その承認を得ている
3. 先行研究との関連性が示されている
4. 目的に沿った適切な方法、分析が行われている
5. 構成が的確で、内容に一貫性と妥当性がある
6. 各専門領域の学位論文としての質とレベルが確保されている
7. 形式、引用が適切である

博士論文審査基準

1. 研究テーマが明確で独自性があり、かつ研究意義がある
2. 倫理審査委員会の審査が必要なテーマの場合、その承認を得ている
3. 研究テーマについての所属学会等での発表、論文の投稿等による学術的成果を有する
4. 先行研究との関連性が示されている
5. 目的に沿った適切な方法、分析が行われている
6. 構成が的確で、内容に一貫性と妥当性がある
7. 各専門領域の学位論文としての質とレベルが確保されており、新たな知の創造がある
8. 形式、引用が適切である

学位（修士号及び博士号）の授与は、これらの定めや基準に基づき、研究科委員会の行う修了判定及び学位論文審査の厳格な審議を経て、学長が決定している。

学位論文審査委員（主査・副査）を立てて実施される最終の審査会が厳格であるのはもちろん、論文テーマの決定から提出までのプロセス全てにおいて、段階を踏んだ厳密な審査を行っている。すなわち、第1段階（研究テーマ設定の適否、研究計画の可否を審査）→第2段階（研究工程論文構想の可否を審査）→第3段階（【修士】中間審査／【博士】予備審査）

→最終段階（学位論文審査＝最終試験）という、4つの段階ごとに上記の基準に基づく審査を実施することによって、両課程とも、学位授与修了認定の厳格性・客観性を確保している（資料 1-5：pp.51-52）。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1： 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2： 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点 3： 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 学部（学士課程）

〔各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定〕
〔学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発〕

正課のカリキュラムの枠組みで学士課程での学修成果を直接に把握するための指標としては、2023（令和 5）年 3 月現在の時点では単位の取得状況、科目の成績、GPA がほぼ全てであり（学科や学科内の専攻・コース等によっては、さらに TOEIC など外部試験、資格取得や国家試験合格率、履修カルテ等も学修成果を評価する指標としている）、それと併せて、授業アンケートや学生調査・卒業時意識調査、卒業生と就職先を対象とする卒業後アンケートといった、諸々の間接的評価を定期的に行っている状況である。

次（2024）年度より直接指標の一つとして、汎用的能力を診るために開発された外部テスト（GPS-Academic）を導入するという構想が、最近、教授会の席で学部長から発表された（資料 4-35）が、本学として学修成果の可視化をどのように進めていくか、とりわけ、長崎純心大学が掲げる目的やディプロマ・ポリシーとの関係において学修成果（学習成果、教育成果）を可視化する独自の指標をいかに開発するかは、引き続き検討していきたい課題である。

〔学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり〕

本学では内部質保証の最高責任者である学長のリーダーシップのもと、学習成果を把握し教育の質保証を担保するためのシステムとしては、全学内部質保証推進組織（教育研究運営委員会）の下部組織をなす機関のうちでも、IR 委員会と FD 運営委員会の役割が特に大きいと考えている。

まず、IR 委員会は、先述のごとく「大学生活に関する調査」等の定期的な調査によって大学生活への満足度、大学教育への満足度、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力の身につけ度合いの意識、1 週間の生活時間（授業への出席、授業に関する学修、サークル活動、アルバイト等々）等を明らかにし、回答の集計結果に見られる傾向を分析するとともに、教育施策の検証や改善を進めるうえで参考となるデータを提供している（資料 2-18／ 資料 2-19／

資料 2-20／ 資料 2-21)。

次に、FD 運営委員会は、学部の FD 活動に係る実務を FD 委員会（常任委員会の一）に委託し、「授業アンケート」を前期末と後期末の年 2 回、定期的を実施し、授業に対する学生の評価結果や意見（自由記述）を各教員にフィードバックすると共に、全体の集計結果（評価項目ごとの平均値等）を大学ウェブサイト公表している（資料 4-18【ウェブ】）。また、毎年 3 月に定例として行う全教員参加型の FD 研修会も同委員会により実施されるものだが、最近（2024.3.8）実施されたばかりの 2023 年度 FD 研修会ではまさに「〈学修成果の可視化〉について考える」をテーマとして、ディプロマ・ポリシーを見据えた組織的評価の重要性について参加者一同の意識を高める機会としたところである（資料 4-36）。

（2）研究科（博士前期課程・博士後期課程）

研究科では、学部で行われている「卒業後アンケート」と同様に、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が卒業後の社会生活においても生かし得ているかどうかを把握し評価する目的で、2021（令和 3）年度から修了生アンケートを実施することにした。その第 1 回を、2021（令和 3）年に過去 5 年間の修了生に対して研究科での学習成果について調査項目を作成し実施した（資料 4-37）。その結果、博士後期課程修了者の教育内容満足度は 100%であったが、前期課程修了者のそれは 86.4%であった。博士前期課程では特に、専門知識への満足度が 45.4%、専門の問題解決力への満足度が 63.6%と低かった。そこで、教育課程の再検討を行った結果、2022（令和 4）年度より、専門の実践力を強化する目的で、基軸科目「臨床心理地域援助特論」に現場の心理職が複数回、ゲストスピーカーとして参画し、院生とディスカッションを行う機会を設けることにした（資料 4-38）。学部での「卒業後アンケート」は卒業後 3 年経過した卒業生へのアンケートとなっているため、研究科でもそれに合わせ、今回は、2021（令和 3）年度に修了した学生が 3 年経過する 2024 年度の 9 月に実施する予定である。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ● 学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点 2： 点検・評価結果に基づく改善・向上：

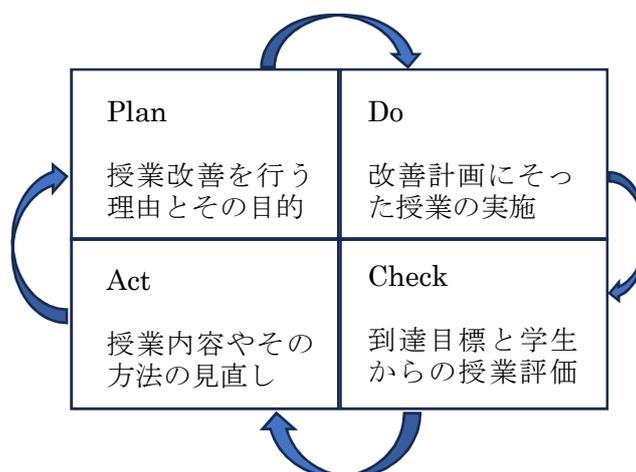
（1）学部（学士課程）

定期的な点検・評価という点に関しては、これまでも述べた FD の一環としての授業アンケート（毎学期）や、IR 委員会による「大学生活に関する調査」（毎年 3 月頃）などは定例となっており、教育課程及び教育内容・教育方法が適切かどうかを点検に役立っているといえる。

評価結果を実際の授業改善につなげるために実施されている方策としては、同じく FD 運営委員会の方針に基づき FD 委員会の実施する、全専任教員を対象にした〈授業充実のための取り組み〉と称する活動がある。これは本学が 2014（平成 26）年度から行っている取り組みで、手順としては、

- i) 各教員が自ら改善の対象とすることを望む担当の授業科目 1 科目を選び、その選択理由と授業の改善計画を具体的に記載した指定書式(Excel)の「計画書」を提出する（毎年 5 月末まで）
- ii) 自らの計画に沿って改善要素を取り入れた授業を実施する（当該年度の前期又は後期）
 - iii) 実施してみた成果について記載した指定書式の「報告書」の提出を行う（翌年 5 月末まで）
 - iv) 再度担当 1 科目（前と同一でも変えても可）について 5 月末までに改善「計画書」を提出 ……

というサイクルを毎年繰り返すものである。FD 委員会でとりまとめた毎年の全教員分の「計画書／報告書」データは JunshinPortal（長崎純心大学 Web サービス総合サイト）に収録され、《授業充実への取組》のメニューボタンから学内の全教職員・全学生が読めるようになる（資料 4-39／資料 4-40）。この取り組みにおいては、下図に示す PDCA のサイクルが機能しているといえる。



とはいえ、この取り組みは、あくまで個々の科目の学修成果／教員個々による教育成果の把握（自己認識）と向上（個人的努力）を促そうとするものである。大学（学部・学科）が組織として学生たちに育もうとしているものが確かに育まれているのか、教育課程全体が大学（学部・学科）の目的やディプロマ・ポリシーの実現という点からみて適切に編成されているかどうかといったことを点検・評価するには、これだけでは不十分である。また、学生による授業アンケートも、IR 委員会の実施する在学生あるいは卒業生対象の調査も、所期の知識・技能や資質・能力が自分に身についたと思うかどうかを問う意識調査であって、達成度そのものを直接に、客観的な基準で測ろうとするものではない以上、実質的な評価と改善のための指標としては限界があると言わざるを得ない。

（2）研究科（博士前期課程・博士後期課程）

〔院独自の FD 活動〕

研究科では 2017（平成 29）年以後、大学院独自の FD 活動のあり方を検討する研究科委

員会内の小委員会（研究科 FD 委と略す）が年に数回会議を催すなど実質的に機能し始め、2020（令和 2）年度からは毎年、研究科 FD 委の企画になる何らかの活動を FD 活動として実施するようになった。今年度までに取り組まれた FD 活動の内容を、以下、表にして示す。

年度	FD 活動の内容	(資料番号)
2020（令和 2）年度	院の授業を担当する常勤教員のそれぞれが担当科目における自らの「授業改善の取り組み」を書面で報告し、それを研究科 FD 委がとりまとめて一覧にした資料を研究科委員会で配布、各自の授業改善を考える参考に供した。	(資料 4-41)
2021（令和 3）年度	コロナ禍の渦中だったこともあり、テーマを「リモート授業の取り組み」に決定して前回同様、院の授業の担当教員から書面による報告の提出を求め、とりまとめたものを配布した。	(資料 4-42)
2022（令和 4）年度	博士前期課程および後期課程における「カリキュラムマップの作成」に取り組んだ。院の授業の担当教員に、自らの担当科目が各学位課程のディプロマ・ポリシー(DP)に書かれたどの能力と関係の深いものであるかを明らかにして報告するよう求め、研究科 FD 委でとりまとめてマップ化したものを研究科委員会に提出。DP に則った適切なマップになっているかを審議のうえ、決定した。	(資料 4-13)
2023（令和 5）年度	テーマを「研究指導、論文指導における質的向上」と設定し、10 月の研究科委員会終了後、〈比較文化〉分野、〈臨床心理〉分野、〈福祉・児童〉分野に分かれ標記テーマについてグループディスカッションを行う FD 研修会を実施。11 月に各グループからの発表を受け全体会で議論した後、最終的に、各分野における研究指導上の課題と改善方策をまとめた報告書を 2024 年 1 月の研究科委員会に提出し、共有した。	(資料 4-43)

〔教育課程の内容の適切性についての点検評価による改善のとりくみ〕

研究科の教育課程及びその内容の適切性については、特に 2020(令和 2)年以降、研究科長（研究科委員会委員長を兼ねると共に、ここ数年は研究科 FD 委の長も兼任している）のリーダーシップの下、点検・評価と改善・向上に向けた取り組みを随時行ってきた。

例えば、2020(令和 2)年 10 月 7 日の第 2 回研究科 FD 委員会では、研究科の課題 4 点（①博士後期課程の 2 つの研究分野名の適切性についての検討、②博士前期課程の修士論文の選択制や提出期日に関する検討、③博士前期課程の研究分野間で基軸科目の履修要件単位数に差がある問題についての検討、④博士前期課程の基礎的な統合科目と専門科目のバランスについての検討）について問題提起がなされ、検討を始めた（資料 4-44）。その結果、特に早急な対応が必要と判断された③④について、同年 12 月の研究科委員会に改革案が提出され、審議のうえ承認されて教育課程の改善が実現した（資料 4-45）。

2021（令和 3）年には博士後期課程のカリキュラム改革が主な論点となり、研究科長を中心とする研究科 FD 委での予備的検討の後、同年 12 月の研究科委員会で改革案（履修要件単位数と内容の変更、通年科目の半期科目への分割の 2 点）を審議のうえ、承認した（資料 4-25）。

2022（令和4）年度・2023（令和5）年度においても、先に説明したFD活動と関連して教育課程の適切性に関する見直しが行われており、改善へ向けた取り組みは恒常的に行われていると言える。

4.2. 長所・特色

- ◎ 学部においては、2024(令和6)年度からのカリキュラム改善に向けてカリキュラムの見直しを行った結果、ディプロマ・ポリシーに沿った従来以上に体系的な教育課程が再構築され、今後、学びの系統性が高まることが期待できる。
- ◎ 研究科においては、前回(2017年)認証評価の際に多くの問題点を指摘されたことをきっかけに、学位授与方針をはじめとする基本的な方針、論文審査基準等の明確化が進み、院独自のFD活動や教育課程の改善も、ここ数年、責任主体と手続きを明確にしながらかつて活発に行われるようになった。

4.3. 問題点

- ◎ 2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で遠隔授業を行うにあたり、新しい教育環境における新しい教育技法が求められることになった。大学における危機対策において、教員が遠隔授業を行うために必要な支援体制の整備、また教員自身の教育技法の習得に対し、今後も継続して必要な体制の備え、整備に努める必要がある。
- ◎ また、学習成果の可視化については、多様な方法を複合的に採用しているが、それらの数値を測定し、教育改善に繋げる取り組みはまだ十分とはいえない。現在、2024(令和6)年度より学生自身の学修の可視化を明確に行う事を目的に新しい学生カルテの構築の準備に取りかかっているところであるが、今後も教育活動の改善への取り組みを続けられるような体制が必要である。
- ◎ 授業アンケートの回答率（全体で概ね5割程度）を上げるための方策をFD委員会等で検討していきたい。
- ◎ 研究科の中で、臨床心理分野の学生は学部から直接進学するケースが多いが、他研究分野では学生は学部を卒業し、数年から十数年の現場実践の後に研究科への入学を志望することが多い。そのため、入学後に、最新の知識の習得や研究の動向を把握し理解していくのに時間を要することがある。このような学生に対する教育内容の工夫などが今後、求められる。

4.4. 全体のまとめ

本学では「8割以上の学生がこの大学の教育および学生生活に満足していると言われる大学にする」ことを中期目標・中期計画（第4期 2022-2026年）に掲げ、その目標達成のために、学部カリキュラムの見直しをはじめ、各学科・研究科における教育内容の改善、学生支援の改善、地域貢献および研究実践の改善等、様々な改善に努めているところである。

学部では、2022（令和4）年度から、休学・退学者の低減に向けた入学前教育プログラムの開発と導入が行われるようになった。学士課程教育のうち教養教育の部分を担当する基礎科目のカリキュラムが最近、改定されたことを受け、今後は、大学での学びへの接続をより円滑にするような、入学前教育と初年度教育との連携に意を用いていきたい。また、学生の学習成果の可視化を図る取り組みの一環として2024（令和6）年度より導入される学生カルテを基に、学生の入学から卒業までの大学生活の一連の過程を明確にしつつ、学生の学びの足跡の可視化を可能するプログラムの実施を図っていく必要がある。

研究科の博士前期課程・博士後期課程においても、近年、着実に教育課程の見直しが進んでいる。学部とは異なり、今年度、大学院のディプロマ・ポリシーは今回、改定が行われなかったが、今後、現行のディプロマ・ポリシーほか“3ポリシー”の点検を含め、教育・研究指導のさらなる充実を図っていきたい。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

<1> 大学全体

本学はキリスト教ヒューマニズムに基づき「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」を教育研究の指針として「入学試験要項」に明記し、大学案内やホームページ、オープンキャンパス時の大学説明会において周知している。入学者受け入れ方針はこれに基づき「高等学校までに修得すべき基本的言語運用能力」を求めている。人間を人間たらしめるものは言語の運用能力であり、「知恵」と「奉仕」の礎として学位授与方針と連動している（資料 5-1：p.2／ 資料 5-2【ウェブ】）。

<2> 人文学部

人文学部を構成する言語文化情報学科（文化コミュニケーション学科から名称変更）、福祉・心理学科（地域抱括支援学科から名称変更）、こども教育保育学科の各学科はそれぞれ求める学生像を明示している（資料 5-1：p.2／ 資料 5-2【ウェブ】）。これに基づき様々な入試選抜方法を設定し選抜方法ごとの出願資格、選抜方法、科目、採点方法を定め、入学志願者の多様な可能性と将来性を公正に判断し有為な人材を受け入れられるよう、それぞれの入試選抜における知識の内容、適正、水準について『入学試験要項』及びホームページに記載するとともに前年度に実施した『入学試験問題』[一般入試 A 日程/一般入試 B 日程、公募推薦入試]を刊行することにより、本学が求める知的要件を明らかにしている（資料 5-1：p.3／ 資料 5-3）。

<3> 人間文化研究科

大学院人間文化研究科の学生の受け入れ方針は大学全体のアドミッションポリシーを踏まえ人間文化研究科の教育研究上の目的および人材の養成に関する情報を大学院案内、入学試験要項、ホームページ上に明記している（資料 5-2【ウェブ】／ 資料 5-4【ウェブ】）。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<1> 大学全体

受け入れ方針に基づき多様な入試制度を工夫するのみならず、大学に関する情報（教育目的、カリキュラム、キャリア支援体制、留学制度、奨学金制度、入学試験情報等）を受験生、保護者、社会へ正確に周知し入学者選抜の透明性、公正性の担保に努めている。

責任主体は入学者選抜の方法に係る事項、入学者選抜の計画及び実施に係る事項、また入学資格に係る事項等、入試全般を協議する入学者選抜運営委員会である（資料 5-6／資料 2-5：p.1；p.3）。入学者選抜運営委員会は学長を委員長とし学長補佐、学部長、学事部長、各学科長、入試委員長、事務局長、総務部長、入試広報課長をもって構成され、入試委員会及び各学科から提案される学生募集、入学者選抜方法等の入試実施に関わる全てを審議し、改善に繋げる役割を担う。入学者選抜運営委員会で審議された原案は教授会において承認される。

入試は学長を本部長とし学部長、学部長補佐、入試委員長、入試広報課長をもって構成する入試本部を設置し入試広報課において作成された入学試験監督者マニュアルに従い、入試広報課員、入試委員に加え、入試広報課において招集された教員および職員が全学的な協力体制で実施している。地方試験会場においては教職員を派遣して適切に実施ができるよう体制を整え本部と同じ条件での受験を保証している。

入試問題は学長より任命された入学試験問題作成委員によって入学試験要項に沿い学習指導要領に準拠して作成される。数度にわたる厳正な検討作業を通して確定された最終案は初校、最終校を経て入試問題として印刷・封印される。試験問題及び解答用紙は総務課の管理のもと各試験会場への仕分けと梱包作業が行われ試験実施まで厳重に保管されている。試験時は作成者が試験場本部に待機し様々な状況に対応できるよう万全を期している。

推薦型試験の合格者には大学生活への導入として入学前プログラムを実施し（資料 4-8）、その一環として、大学での学修の手引きとなる小冊子『大学生になるみなさんへ』を全ての入学者に配布している（資料 5-6）。障がいのある学生、受験上特別な配慮を必要とする学生の受け入れは事前相談を行い不利益がないよう配慮することを『入学試験要項』に明記している（資料 5-1：p.19）。該当する志願者がある場合には試験前に当該志願者と保護者、所属学校とも連絡を取り入試当日に必要な措置を確認する。入学後の学修や大学生活等に関しては出願前に入試広報課と相談し大学側の取り得る体制について説明を行っている。コロナに罹患した受験生には振替試験を設定、周知することで受験の機会を確保した（資料 5-7【ウェブ】）。

学生募集活動は業者主催のブース式進学説明会、高校訪問、高校出張講義、高校における系統別説明会、オープンキャンパス、高校からのキャンパス見学会、および高大連携プログラム（資料 5-8【ウェブ】）等がある。

<2> 人文学部

人文学部では次のような様々な方法をもって入試選抜を行っている。総合型選抜として学力試験や従来の推薦入試では判別し得ない様々な能力や活動を総合的に判断する AO 入試を設け、学校推薦型選抜として指定校推薦入試、公募推薦入試、学園内入試 A・B、がある。一般選抜試験として学力試験を用いて選抜される一般入試（A 日程）、センター利用入試（A 日程・B 日程）、小論文・面接の総合判定による一般入試 B 日程がある。他、満 22

歳以上を対象に社会人入試、私費外国人留学生入試が特別選抜として設けられている。これらの入試制度は入学試験要項、大学案内やホームページにおいて周知を図り公正な受験機会を提供している（資料 5-7【ウェブ】）。

合否判定は透明性、公正性、妥当性に配慮し以下の手続きにより行われる。センター利用・学力試験により合否判定を行う手続きは入試広報課の管理の下、コンピュータ処理によって合否判定資料が作成される。合否判定原案は入学者選抜運営委員会（学長、学部長、学部長補佐、学科長、入試委員長、入試委員、入試広報課長、事務局長）により立案され、各学科会の審議を経て教授会に提案される。推薦入試の合否判定を行う手続きは受験生が志望する学科の複数名の教員による面接、書類審査、小論文の結果を基に入学者選抜運営委員会が合否判定原案を立案、各学科会の審議を経て教授会に提案される。全ての入試における合否判定の最終的な権限と責任は学長にあり教授会の意見を聴いて学長が決定する（資料 5-5：第 9 条）。

入試種類別の募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点、最高点の入学者選抜結果は入学試験要項およびホームページにて公表し入学者選抜の透明性、公正性の確保に努めている（資料 5-1：p.19）。

以上のように学部の学生募集および入学者選抜は厳正かつ適切に行われている。

<3> 人間文化研究科

人間文化研究科では次のような方法をもって入試選抜を行っている。一般選抜、社会人選抜、私費外国人留学生選抜では、共通して個人面接による口頭試験を実施しており、臨床心理学分野ではこれに加えて筆記試験も行っている。個人面接による口頭試験は偏りが生じないよう複数の面接官によって行い評価は基準項目にそって各面接官が評価を点数化し平均値が算出される。以上の手続きで面接による口頭試験の公平性と客観性を確保している。臨床心理学分野の筆記試験については、当該分野の複数の教員がそれぞれ設問を作成し、出題内容の適切性に配慮している。筆記試験問題の内容は過去 3 年分を公表しており入学者選抜の透明性、公正性の確保に努めている。その他、長崎純心大学人文学部在籍学生のうち卒業見込み者を対象に学内選抜が設けられている。出願に際しては GPA の基準があり、試験は個人面接による口頭試験が行われる。大学院入学試験の最終的な合否判定については大学院研究科委員会で審議のうえ決定している（資料 5-9）。

学生募集はホームページ上で入学試験に関する情報を公開するとともに大学院案内や入学試験要項を作成し広く募集活動を行っている（資料 5-10【ウェブ】）。長期履修制度を設けることによって就労や子育てをしながら大学院で学ぶことができる環境も提供している（資料 5-11【ウェブ】）。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1> 大学全体

2019（平成 31=令和元）年度より適正な定員の観点から入学定員を 300 名から 280 名に改めるとともに男女共学化へ移行し適正な在籍学生数の確保を図った。しかし定員充足率は 2022（令和 4）年度 89.3%、2023（令和 5）年度 93.2% と 2 年連続で 100%を下回る結果となり、収容定員の適正化の観点からも定員充足率の改善が喫緊の課題となっている（資料 5-12【ウェブ】）。

<2> 人文学部

人文学部の学科構成と募集人数は、言語文化情報学科が 80 名、福祉・心理学科が 100 名、こども教育保育学科が 100 名である（資料 5-1 : p.3）。

言語文化情報学科（旧 文化コミュニケーション学科）は 2022（令和 4）年度 84%、2023（令和 5）年度 88%、福祉・心理学科（旧 地域抱括支援学科）は 2019（平成 31=令和元）年度に 89%、2022（令和 4）年度 93%、2023（令和 5）年度 85%、こども教育保育学科は 2022（令和 4）年度に 90%と、それぞれ定員充足率が 100%を下回っている（資料 5-12【ウェブ】 / 資料 5-13）。

<3> 人間文化研究科

人間文化研究科の募集人数は、博士前期課程（比較文化研究分野、福祉文化研究分野、臨床心理学分野、児童保育文化研究分野の計）が 15 名、博士後期課程（文学研究分野、福祉研究分野の計）が 3 名である。博士前期課程の過去 5 年間の平均定員充足率は 55.92%、博士後期課程は 6.66%となっている（資料 5-14）。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<1> 大学全体

学生の受け入れの適切性については入学後の学業成績と当該学生が利用した入試制度との関連性について追跡調査を行い各入試制度における志願者数、地域別志願者数、入学手続後辞退者に関する分析、また入試説明会、オープンキャンパスにおけるアンケート等を通じて広報活動の有効性、入試制度の適切性を入試委員会が定期的に検証し改善点を入学者選抜運営委員会に諮る仕組みとなっている。

<2> 人文学部

各入試制度における募集人員、試験科目、入試日程、入試方法および各学科における指定校の選定等の入試実施計画は入試委員会が原案を策定し入学者選抜運営委員会において

審議され学部教授会において承認される。学生募集および入学者選抜の公正性、適切性は前年度の学生募集、広報活動と入学者選抜の結果の検証及び次年度入試実施計画案策定の過程において定期的に検証されている。入試委員会はこれに基づき現状を検証し改善案を入学者選抜運営委員会に提案する体制が整備されている。

改善の一例として2017（平成29）年度より実施された「地方創生特待生入試」の見直しがある。将来長崎の地方創生に寄与する意志を持つ優秀な学生に学費の免除を行う定員30名の入試制度であった。しかし目的とした成績上位者の入学は想定を下回り入学後の成績と連動する学費免除が履修行動に歪みを生じさせる傾向が見られた。入学者選抜運営委員会で検討、審議の上これを廃止し、2021（令和3）年度から経済的支援を入試制度と切り離れた入学後の奨学金制度を新たに設けることに転換した。入試体制はより公正に再整理され、入学後の奨学金制度は学生募集の一助となることが期待される（資料5-15／資料5-16）。

<3> 人間文化研究科

学生募集および入学者選抜について検討を行う組織として、研究科委員会に属する小委員会の一つである入試委員会を設けている（資料2-5：p.6）。入試広報課においても学生募集および入学者選抜について定期的に検証を行っている。それぞれの部署で検討された案件について研究科委員会において審議のうえ最終的な決定が行われている。

5.2. 長所・特色

◎ 私立大学の特色を規定するものは建学の精神、カリキュラム、キャンパスの立地である。本学は長崎で唯一のカトリック大学であることが特色である。さらにキャンパスの立地が挙げられる。県庁所在地の長崎市とはいえ市内最高峰の帆場岳山頂近くにキャンパスは位置している。1975（昭和50）年に現キャンパスへ移転し、2025（令和7）年に50周年を迎えるが、背景には原爆被爆からの復興の場所となった「恵の丘」の歴史があり、学生募集にあっても広く共有されなければならない（資料5-17）。なお「恵の丘」キャンパスを体験することの重要性から推薦試験の地方会場は2021（令和3）年度より廃止している。

◎ カトリシズムの精神に基づき純心幼稚園、中学、高校と一貫教育が行われているが、中でも、純心女子高等学校との高大連携教育において、2021（令和3）年度から始められた高校カリキュラム「探究」の授業への大学教員の関わりは新たな可能性を秘めている。具体的には、高校生の実験室訪問の受け入れ、高校生の共同研究の発表会に大学教員が参加しコメントや講評を行うことにより大学の教育研究への関心を広げ、高校生の自律的な学びを促す機会となり、学園内入試における志願者の増加につながることが期待される（資料5-18）。

5.3. 問題点

課題として挙げられるのは学部、研究科ともに定員充足率である。学部においては 2024（令和 6）年度から文化コミュニケーション学科、地域包括支援学科の名称変更を行う。入学者の出身地別を見ると長崎県の占有率が年々上昇している。県内での認知度、信頼度がある一方で、県外からの入学者の減少が定員充足率の低下に影響している。加えて長崎県の大学進学率は全国平均を下回るため県外からの志願者及び入学者の取り込みにむけて本学の存在意義を広く周知する必要がある。

5.4. 全体のまとめ

学生の受け入れ方針に基づき適切な体制の下、公正に入学者の選抜が実施されている。入試委員会が点検・評価を定期的に行い改善点は入学者選抜運営委員会で審議する仕組みが整っており PDCA サイクルのプロセスが機能していることは「地方創生特待生入試」の検証に見られるとおりである。

定員充足率の低下は 18 歳人口の減少に伴い地方都市に位置する中小規模大学共通の課題であり本学も例外ではない。2024（令和 6）年度より人文学部 3 学科は「言語文化情報学科」、「福祉・心理学科」、「こども教育保育学科」と学修内容を明示する学科名称に統一される。「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」という教育研究指針の実質化を踏まえ社会にその周知を図り県内外を問わず本学の旗色を鮮明にすることが今後不可欠である。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

〔大学として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等〕

本学が求める教員像については、純心女子学園就業規則（資料 6-1）に以下のとおり示されている。

第 3 条 教職員は、本学の学則・校則に定められたカトリックの精神に基づく教育方針に従い、学園の定める規則その他の規定を誠実をもって守り、上司の職務上の命令に従って学園の秩序を維持するとともに相互信頼の上に立ち協力してその職責を遂行し、教育事業の発展に寄与しなければならない。

第 27 条の 2 大学教員及び中・高教員は、その職務を遂行するために、絶えず研修に努めなければならない。（「純心女子学園就業規則」より抜粋）

また、学則第 3 条の 2 においても、「組織的な研修」を行うことを定め（資料 1-1：第 3 条の 2）、教員には、カトリック大学に与えられた使命への理解および教員としての資質の向上を求めている。

さらに、2016（平成 28）年 6 月に教育研究運営委員会が策定した「長崎純心大学教員・教員組織方針」においては、人文学部および大学院人間文化研究科で求める教員像を、それぞれ次のように整理し明記している（資料 6-2）。

〔人文学部〕

- ① 学生と真摯に向き合い、その可能性を引き出し、一定の知識能力を修得させ、社会の発展に寄与する人材を育てることが出来る教育力がある者
- ② 高度な専門性と研究力がある者
- ③ 教育・研究の成果を積極的に社会に還元し、社会に貢献し得る者
- ④ 大学運営の一翼を担い、人間性、社会性、コミュニケーションを有し、リーダーシップの取れる者

〔大学院人間文化研究科〕

大学院学生の指導上、教育課程編成。実施の方針に基づき、教育・研究上の実績を有する教員を求める。

（「長崎純心大学教員・教員組織方針」より 抜粋）

〔各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示〕

教員組織の編制に関して、上述の「教員・教員組織方針」は、大学全体としては「大学運営の組織図に基づき、教員の運営組織を構成する」とし、学部については「大学の校務分掌に則り、教員の運営組織を編成する」、研究科については「学位授与の方針、教育課程編成方針に基づき、研究科委員会において教員の運営組織を編成する」と示している（資料 6-2）。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数
評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置
● 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
● 各学位課程の目的に即した教員配置
● 国際性、男女比
● 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
● 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

〔大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数〕

〔適切な教員組織編制のための措置〕

〔教養教育の運営体制〕

本学の教員組織については、大学設置基準を上回る専任教員を配置し、少人数教育環境を維持できる体制となっている。

具体的には、専任教員数は学部における必要人数 39 名のところ、文化コミュニケーション学科 22 名、地域包括支援学科 19 名、こども教育保育学科 16 名、人文学部全体で計 57 名（学長、学長補佐、学部長除く）を配置している（大学基礎データ 表 1 参照。これ以下の記述において同じ）。

大学院人間文化研究科は、専任教員は 1 名（女性）であるが、研究指導担当教員数は、学部兼任教員を含めて 12 名を配置している。

組織の編成方針に基づき、配置は完成したため、近年は退職者後任補充を重点に年齢・性別についても配慮して整備してきた。2023(令和 5)年 5 月 1 日現在で、教授 24 名、准教授 20 名、講師 13 名、助教 3 名となっている。なお、女性が占める割合については教授 41.7%、准教授 65.0%、教授・准教授合計で 52.3%、学長を含め全体では 55.7%となっている。

年代別の教員数は 20 代 2 名、30 歳代 11 名、40 歳代 14 名、50 歳代 17 名、60 歳代 16 名、80 歳代 1 名（学長）となっており、教員の平均年齢は 50.6 歳である。60 歳代教員の定年後の有資格者の補充が課題である。

国際性については、6 名の外国人教員が在籍している（資料 2-5：p.9）

なお、基礎科目（教養教育）の運営体制については、本学では現在のところ、専ら教養教育のみを行う（つまり、基礎科目のみ担当する）専任教員や、教養教育プログラムの運営

に責任をもつセンターのような機関は置いていない。学部長が中心となって教養教育の課程全体を随時点検し、必要に応じて開講科目や担当教員を調整する体制がとられている。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

〔教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備〕

本学の教員選考規程第 2 条第 1 項において、教員の採用及び昇任の条件となる資質を規定し、教授については第 2 項で、准教授については第 3 項で、専任講師については第 4 項で、助教については第 5 項で、助手については第 6 項でそれぞれ定め、第 3 条で教員を採用又は昇任させる場合の手続きを定めている（資料 6-3）。

さらに、教員選考規程の運用に係り、特に重要な事項について定めた規程（教員選考運用規程）を別に設け、そこで、特に教育研究上の業績を選考の際に評価する基準等について定めている。（資料 6-4）

〔規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施〕

本学の教員は、教員年齢構成・授業科目を総合的に勘案して募集を行い、応募者を教員選考規程及び教員選考運用規程により審査して、人事教授会（資料 6-5：第 7 条）の議を経て採用している。過去 5 年間の採用実績は、教授 2 名、准教授 7 名、講師 11 名、助教 4 名である。

また、昇任については、教育研究業績を基に、教員選考規程及び教員選考運用規程に則り審査して、人事教授会の議を経て決定している。過去 5 年間の実績は、教授昇任 6 名、准教授昇任 9 名、講師昇任 4 名である（資料 6-6）。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点 3：指導補助者に対する研修の実施

〔FD活動の組織的な実施〕

教員の資質向上を図るための体制として、学長を委員長とする FD 運営委員会を常置委員会の一つとして設置している。FD 運営委員会は、学部における FD 活動の企画・実行を任務とする FD 委員会（常任委員会の一つ）、および研究科委員会内に設けられる小委

員会の一つである FD 委員会（研究科 FD 委）と連携しつつ、年 1 回（3 月）定期的に、教員全員参加を原則とする FD 研修会を開催している。

2022（令和 4）年度 FD 研修会（2023(令和 5) 年 3 月 9 日開催）では、《テーマⅠ：教学マネジメント指針における学修者本位の教育とは》・《テーマⅡ：本学における特別な配慮を必要とする学生支援の現状と課題》の 2 つのテーマについて講演、ワークショップ等を行った（資料 6-7）。また、2023（令和 5）年度 FD 研修会（2024(令和 6)年 3 月 8 日開催）では《「学修(学習)成果の可視化」について考える》をテーマに教職員で意見交換等を行った（資料 4-36）。

〔教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用〕

学部長が教員の業績・業務等を評価し、顕著な業績等を有する教職員を推薦して学長表彰を行うことを規程により制度化している（資料 6-8）。表彰の対象となりうる業績の種類も同規程の別紙で具体的に示されており、2023（令和 5）年度においても学生の授業アンケートで特に高評価を得た教員 1 名に対して、教授会終了後、学長より表彰状が授けられた。

こうした人事評価は「教職員の志気の高揚及び組織の活性化を図り、もって、教職員の適正な人事配置の運用の資料とし、本学の目標達成に資すること」を目的としているが（資料 6-8：第 2 条）、教員表彰の結果が活用され、所期の効果を生むことにつながっているかどうかの検証は行われていない。

〔指導補助者に対する研修の実施〕

授業の実施にあたり、主担当教員（単位責任者）1 名と補助教員数名による複数担当で授業が行われたり、学外の専門家に依頼して授業の 1 回もしくは複数回に講師として、または演習等のファシリテータとして関わってもらうようなことは毎年、頻繁に行われているが、その場合は一般に、授業責任者・担当者との間で事前の打ち合わせが行われる程度であり、大学として特別な「研修」を組織することまでは実施されない。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

〔適切な根拠に基づく定期的な点検・評価〕

定期的ではないが、2021（令和 3）年度を対象とした自己点検・評価報告書では、人件費率を指標として点検を行った。男女共学化効果による学生数増と学科改組等による教員組織の適正化により人件費率が改善したとの評価であった（資料 6-9：p.13）。しかしその後、少子化のスピードが速く、学生数減少となったため授業料収入等が減少。さらに、きめ細やかな教育が求められるようになった結果教員の負担が増え、その対策として教員数を増やしたため、人件費率は再び上昇している。

6.2. 長所・特色

◎ 大学設置基準第 7 条にいうところの、「教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員」を配置している。大学設置基準第 13 条に定める専任教員数の基準を本学に当てはめて計算すると、数の上で必要な教授等の数は 39 名以上ということになるが、学長、学長補佐、学部長を含めて 61 名であるので、優に要件を満たしている。

◎ 現在の教員の年代別構成は 20 代 2 名、30 歳代 11 名、40 歳代 14 名、50 歳代 17 名、60 歳代 16 名、80 歳代 1 名（学長）。女性割合は教授 41.7%、准教授 65.0%、教授・准教授合計で 52.3%、学長を含め全体では 55.7%であり、ジェンダーバランス的には理想に近い状態と言える。

6.3. 問題点

手厚い指導に必要な教員の補充が必要であるが、学生減少による収入減のため、さらなる採用に苦慮している。

また、専門資格保持者である 60 歳代教員の定年後の有資格者の補充が課題である。

さらに、今後の少子化を見据えた将来ビジョン、既存教員の新しい分野への展開も含めた教員組織の将来計画がない。

6.4. 全体のまとめ

上に長所・特色として記したことから判断して、「基準Ⅲ 教員・教員組織」に関しては、大学全体として概ね充足していると言える。

ただ、今後急速に少子化が進むと予見されていることや、若者の職業への志向が従来と変わってきていることなどから、本学としても早急に必要な人事の方向性を策定し、組織を再構築する必要があると感じている。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針は、「修学支援方針」「生活支援方針」「進路支援方針」から成り、入学から卒業までの大学生活支援について、大学公式ウェブサイトで明示している（資料 7-1【ウェブ】）。これらは、2017（平成 29）年 1 月 11 日教授会で審議承認され、2023（令和 5）年 6 月 14 日の教育研究運営委員会で再確認されたものである（資料 7-2）。

キャンパスの環境、施設設備の充実だけでなく、学生に寄り添いつつも、学生の可能性を引き出す支援を基本としている。また、学生同士が協働し、社会との接点を見出しつつ、貢献しようとする精神を育むことを目的とした支援内容となっている。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

① 修学支援に関して

「修学支援方針」に基づいて、次の(1)～(6)に述べることが行われている。

(1) 教務委員は、年間 2 回（3 月（新入生は 4 月）及び 9 月）の教学生活関係オリエンテーションで、全学生対象に学科・学年別の履修説明を行い、学生それぞれが専攻・コース・取得希望の資格等に基づく履修計画を立てられるよう、指導している。オリエンテーションの実施方法と内容は常任委員会（教務委員会）と教授会の審議事項となっており、学内で共有されている（資料 4-20／資料 4-21）。また、正課カリキュラム外の他の教育機関との単位互換や外部試験の単位認定の運用、留学制度の詳細等についても、オリエンテーション期間中、説明会や個別相談の時間を複数回設け、実施している。

なお、これらの計画は、事前にオンラインポータルサイト Junshin Portal の「Junshin Vision」で全学生へメール配信している。

(2) 教員は、自分の担当授業の履修者のうちに学期途中で欠席が 3 回以上になった学生がいることに気づいた場合、その学生の情報を学事課へ知らせよう努めており、学事課では、その情報を当該学生のアドバイザーやゼミ担当者へ書面をもって通知する体制を整えている（資料 7-3）。この情報をもとに、アドバイザーは面談を実施し、特に深刻な生活上の問題や精神的問題が認められる場合は学生相談室等へつなぐことになる。休学や退学などの

学籍異動が生じるケースは、アドバイザーと学生の面談が必須となっており、非対面で実施した場合も含め、意見書を記録することになっている（資料 7-4）。また、学籍異動が教授会で報告される際は事由も報告され、教授会においては、学科長にコメントを求め、学籍異動の傾向を学内で共有している。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた 2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度まで、罹患した学生、発熱等で体調不良の学生からの申し出は、通常業務の枠を超え、すべての学事課職員で対応した。学生は、インターネット（Google フォーム）または電話で申し出ができるよう、環境整備を行った。インターネットによる申し出を受けた場合は、当日中に学事課職員から電話連絡をし、学生の状況確認を行った。電話による対応日時と学事課職員の指示内容については学生ごとに記録する環境を整えた。

また、授業方法が対面からオンラインリアルタイムへ変更となる際、Zoom 活用が有効な授業は、学事課で一括して Zoom アカウントを発行、設定する環境整備を行った。その授業管理と設定記録はすべて記録されている（資料 7-5）。

(3) 修学上の配慮が必要な学生の把握は、入学前の 3 月から学生本人、その家族との面談を開始し、入学後の円滑な学習につながる体制を整備している。それぞれの入学試験合格者全員に合理的配慮の取組みとその相談方法を案内している。

受験に至るまでの支援方針の周知については、オープンキャンパスにおいて、相談ブースを設け、生徒や保護者へ担当職員が個別に対応している。高等学校等の教諭には 6 月に学内で実施している進学懇談会において十分周知している。

校務分掌に「特別の配慮を必要とする学生支援室」を特設し（資料 2-5：p.2；p.5）、配慮の希望の受付から面接、配慮内容の検討・決定、申請者への確認、配慮開始までの流れを手続として定めて、大学ウェブサイト上で案内している（資料 7-6【ウェブ】）。配慮内容が確定し、開始された後も、半期ごとその内容の更新、変更、取りやめについて担当職員がすべての対象学生と面談し、確認している。この面談時期に限らず、学生はいつでも配慮の申し出や配慮内容の変更を申し出ることができる。

定期試験における受験の配慮は、別途調査し、試験の方法、時間に応じ、科目担当者と学生との調整を担当職員が客観的視点をもち行っている（資料 7-7）。

(4) 経済的支援が必要な学生には、日本学生支援機構奨学金に加え、大学独自の奨学金を準備している。純心女子学園江角記念奨学金は、学生の家庭の経済事情の急変に対応し、学生の勉学心を励ます一助になっている（資料 1-4：pp.166-168／資料 1-5：pp.93-94／資料 7-8【ウェブ】）。なお、経済的理由により修学困難な学生へ対する支援方法は多岐にわたることから、困ったらまず相談できる窓口紹介について、定期的に公示を行い、合わせてすべての学生へオンラインポータルサイト Junshin Portal の「Junshin Vision」で全学生へメール配信している（資料 7-9）。

(5) 単位互換制度では、学生の利便性を考慮し、オンラインオンデマンド方式で学習可能な NICE キャンパス長崎（資料 7-10【ウェブ】）の活用や、放送大学の活用を推進しており（いずれも大学間で協定締結。学生への周知方法は前述のとおり）、2021（令和 3）年度は 3 名、2022

(令和4)年度は2名が受講し単位修得した。外部試験による英語関連科目の単位認定を活用した学生は、2023(令和5)年度は8名となった(資料7-11)。これら外部受講・外部試験による単位認定を申請する学生は毎年、一定数を維持しており、制度は十分周知されていると考えられる。

高大連携事業の一環として、大学カリキュラムの一部である3科目「長崎の探究」「地域の創造」「純心の継承と開発Ⅰ」を共修する授業として、高校生の科目等履修を受け入れている(資料7-12)。対象の純心女子高等学校及び2023(令和5)年度から長崎南山高等学校とは協定締結し、学生と生徒の利便性を鑑み、時間割は別に設定し、会場はサテライト(文教町江角記念館)で行っている。大学生と高校生との効果的な学びを実現するため、当該科目はすべてアクティブラーニングで行い、PBLの際には、外部の実務家教員による授業を実施している。

(6) 留学制度・海外語学研修制度等については、姉妹校協定を結んでいる大学を対象に、学部全体と学科別のプログラムが組まれている。担当の教員が準備を行い、前後期に行われる教学生活関係オリエンテーション期間を中心にして、それぞれのプログラムの内容が学生へ周知される。単位互換制度の対象である文化コミュニケーション学科においては参加者に対する指導と単位互換の手続きを行なっている。また、留学中の安全を確保するためにすべての参加者に対して担当職員が事前オリエンテーションを行なっている(資料7-13【ウェブ】)。

コロナ禍にあってはどの派遣・受入プログラムも中止せざるを得なかったが、コロナ感染が下火になってきたタイミングの2022(令和4)年2月には大邱カトリック大学への単位互換留学派遣を再開できた。計画段階で保護者との面談を行い実施前に十分な理解を得て希望者に対応することができた。また大連大学からの単位互換留学生も受け入れを再開している(資料7-14)。さらに、コロナ禍の渦中にあっても、2022(令和4)年7月、日本を公式訪問されたドイツの外務大臣が長崎原爆資料館視察の後に本学を来訪され、学生たちとミーティングを行う機会に恵まれたのは光栄なことであった(資料7-15【ウェブ】)。

② 生活支援について

「生活支援方針」に基づいて、次の(1)~(4)に述べることが実施されている。

(1) アドバイザー制度とオフィスアワー制度を設けている(資料1-4:p.14)。アドバイザーは、毎年、学生が作成した面談票により面談を実施している(資料7-16)。オフィスアワーは、年度ごとに更新し、その結果は、公示及び時間割配布により公表されている(資料4-22)。また、非常勤講師に対しては、担当授業に関わる学生からの質問への対応を、就業時間範囲内で依頼している。

(2) 全学生の人権を尊重するためにハラスメント相談窓口(学生)を設置し、入学時から学生に対して周知を行なっている(資料7-17/資料1-4:p.161)。ハラスメントを中心として問題を感じた学生は身近なところで相談をし、そこからハラスメント相談窓口(学生)につながる。その後必要に応じて人権委員会(資料7-18)が招集され問題の解決に導く

体制が整っている。

学生の心身の健康の維持のため、保健室および学生相談室を設けている(資料 1-4:p.160)。学生生活に馴染めないなどの問題を抱える学生に対しては学生相談室のスクールカウンセラーが継続的に対応を行なう(資料 7-19)。

(3) 留学生の支援は、担当職員により行っている。入国前は、メールと SNS を利用し連絡を取り合い、入国時の出迎えや入国後の生活に必要なインフラ(電気、ガス、水道、住居)整備や転入、健康保険年金、銀行口座開設の手続きには、同行して留学生の不安を解消している。また日本人学生をステューデントアシスタント(SA)として採用し、主に学業のサポートを行なっている。

また、2023(令和 5)年に、社会的養護を必要とする入学者、長崎県離島地域に在住する入学者を対象とした「長崎純心大学パーテル奨学金」(資料 7-20【ウェブ】)を創設した。経済的理由から大学進学を断念することがないよう学生を支援する新たな奨学金制度となる。

また、一人暮らしの学生のための支援として、入学直後オリエンテーション時、ゴミの分別や出し方など地域のルールをチラシなどの啓発ツールを活用し、周知させている。

(4) 全学生参加型の学生会活動を実現するために、年間 8 回、授業時間割を調整し(昼休み中に学生会の集会を開くことのできる時間を確保し、午後の授業時間を 30 分間繰り下げる処置)、学生会役員を中心に学生間で協議できるよう支援している。この処置が行われる日付は、予め学年暦の中に明記され、全学生・全教職員に周知される(資料 7-21)

クラブやボランティアの様子は、公式ウェブサイト、SNS で発信できるようになっている(資料 7-22【ウェブ】/ 資料 7-23【ウェブ】)。

また、顕著な成績・活躍が認められた個人や団体を表彰する学生表彰制度を設けている(資料 7-24/ 資料 7-25【ウェブ】)。表彰は、教職員と学生が出席する創立記念事業時に伝えられるほか、学園広報誌に掲載され、周知される。これらの活動を支援するため、後援会から金銭的支援を受けている。

③ 進路支援について

「進路支援方針」に基づいて、次の(1)~(3)に述べることが行われている(本学で行われているキャリア支援の全体像については、資料 7-26【ウェブ】も参照)。

(1) 年間 2 回(3 月及び 9 月)のキャリア関係オリエンテーションで全学生対象の学科・学年別プログラムを実施している。プログラム構築にあたっては、常任委員会(キャリア委員会)と教授会の審議事項となっており、学内で共有されている(資料 7-27)。また、オリエンテーション期間中、学事課では個別相談やキャリアコンサルティング技能士によるカウンセリングの時間を設けている。

オンラインポータルサイト Junshin Portal メニューのうち「キャリア支援システム」を選択してアクセスすると、全学生が、企業、求人、検定試験、ガイダンスの情報及び就職試験報告書を確認することができるようになっている。キャリア形成支援及び就職活動支

援の内容は、Junshin Vision で全学生へメール配信し、必要に応じて「キャリア支援システム」に誘導し、適切に情報活用できるような体制を整えている。

また、現在、正課外の学習機会の拡充を図るため、外部機関の学習プラットフォーム（Schoo Swing）を活用したキャリア形成支援を計画している。2023年度前期には試験導入を行い、希望した6名の学生がプログラム（ロジカルシンキング）を視聴した。

(2) 正課カリキュラムのうちにも、キャリア形成支援の科目を複数開講している。これらは、学科横断型で展開し、全学生が受講できるようになっている。

1年次必修科目「フレッシュマン・セミナーA」では授業の一部1コマで行政職の外部講師が地域の町づくりや人材育成について、「フレッシュマン・セミナーB」では3コマを活用し、キャリアコンサルタント技能士、インターンシップコーディネーター及び専門職員が、働くこと、キャリア形成の進め方、企業の見方をテーマとして取り上げている。2年次選択科目では、「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」、3年次選択科目では、「インターンシップ指導I」「インターンシップ実践」「インターンシップ指導II」を開講し、就職活動を控えた4年次までに、自己理解や社会理解を促し、多様化する働き方から就職活動の進め方まで段階的且つ実践的な学びを展開している（資料4-7／資料4-9／資料4-10）。

学生が目指すキャリア形成に対し、より個別性をもつ支援として、ガイダンスや企業説明会を実施している。ガイダンスでは、地域や経済の社会動向や金融リテラシーを含む大学生として必要な知識について、企業等からの外部講師により実施している（資料7-28）。企業説明会では、学科で養成する専門職の現場や一般企業等から人事担当者を招き実施している。いずれも合同説明方式ではなく、個別相談方式により、学生と企業等との間で双方向の意見交換ができる環境を整えている（2022(令和4)年は90件、2023(令和5)年は10月時点で70件の相談が行われた）。インターネットを利用してオンライン方式が有効なガイダンスや企業説明会においては、安定した通信環境、落ち着いた環境の提供の観点から、学生は学内施設で受講することが可能となっている。

(3) 長崎県（産業労働部未来人材課）と県内大学の連合組織である「長崎インターンシップ推進協議会」とも連携して学生のインターンシッププログラムへの参加を奨励している（資料7-29【ウェブ】）。

以上のように「修学支援方針」「生活支援方針」「進路支援方針」に基づき、支援体制は整備され、適切に行われている。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

〔授業期間開始前のオリエンテーション実施と毎年度の内容見直し〕

本学では毎年、前期・後期それぞれの始講に先立ち、学年ごと・学科ごとの教務関係お

よびキャリア関係「オリエンテーション」の日程を組み、全学生の参加を促すことを定例としている。オリエンテーションの内容については毎年、事前に各学科の教務委員・キャリア委員を通じて各学科で見直しがなされ、前年から修正の必要があれば変更された上で教務委員会・キャリア委員会に上がって来る（委員会ではそれらを取りまとめて教務関係、キャリア関係それぞれのオリエンテーションスケジュール表を作成する）ため、この過程で適切性が点検・評価されているといえる。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020（令和2）～2022（令和4）年度のオリエンテーションは対面を避け、リモート（オンライン）で実施された。

〔入学前プログラムの導入と実施後の点検評価〕

2022（令和4）年5月に教育研究運営委員会及び学部協議会の席上、学部長より、1、2年次の休学・退学が目立ってきており、それには受験時の進路選択におけるミスマッチによって学習意欲やモチベーションの維持に困難を来している例が少なくないという問題提起がなされ、教育開発・FD委員会（現在は教育開発の語がない「FD委員会」に名称変更）委員長に対して、入学前教育プログラムの具体的なあり方を検討するよう要請があった。これを受け教育開発・FD委員会では、議論した結果を「学部における「入学前教育・支援」に関する提言」と題した文書にまとめ、同年7月、FD運営委員会（委員長 学長）に提出した（資料7-30）。この提言文書の基本線に沿いつつ、さらに教育研究運営委員会及び学部協議会で検討して、より実行し易いかたちに修正したものが、現実に「入学前プログラム」として、2023（令和5）年度の入学予定者から実施の運びとなった。現在（2024年3月）は実施2年目として、2024年度入学予定者が対象となるプログラム実施をほぼ終えたところである（資料4-8）。

このプログラムの主な内容は、①入学前教材冊子『大学生になるみなさんへ』の配布 ②リモート（Zoom）での交流座談会 ③大学を会場に対面で実施する学科別プレ講座 などであるが、昨年度も今年度も、実施後、参加した学生たちにアンケートで感想を聞き、その結果を次年度における改善に活かそうと努めている（資料7-31／資料7-32）。

〔特別の配慮を必要とする学生のための支援体制構築とその後の改善〕

2018（平成30）年度に福祉・心理系の教員と学事課等職員の教職協働による「特別の配慮を必要とする学生支援チーム」が発足し、配慮申請への対応を組織的に行う体制が構築された。この支援体制のあり方についても、入学してくる学生の多様化や、学内の関連部署（学生相談室など）との調整など、さまざまな理由で少しずつ見直しが施され、2023（令和5）年度現在は、本章7.1.2 ①(3)の節にも述べたとおり「特別の配慮を必要とする学生支援室」として機能している。

〔学生会と1年生の懇談会〕

学生会の主催というかたちで、学生会の幹部学生と本学に入学後間もない1年生（有志）とが打ち解けた雰囲気の中でミーティングを行い、1年生から聴くことのできた本学の教育や大学生活に関する意見や疑問等を後日、教職員も共有して、学生への回答が可能な問題

に関しては関係部署からの回答を学生側に公示するという取り組みを行っている（資料 7-33／ 資料 7-34）。実際の改善につながったことの例としては、7月の懇談会の中で「単位互換制度や学外で得た単位の認定についての話が分かりにくい」という意見が出たことを受け、9月末に実施される後期の教務オリエンテーションのプログラムを見直し、それらの制度について知りたい学生のみ個別に参加できる説明会の場を複数回用意したことが挙げられる。

〔高大連携事業の拡大〕

本章の 7.1.2 ①(5)の部分でふれた、本学の大学生と高校生の共修授業 3 科目は、昨(2022)年度までは対象とする高校生を同一法人に属する純心女子高等学校の生徒のみに限っていたが、より多くの高校生に参加機会を開くため、長崎南山高等学校（男子校）と新たに協定を結び（資料 7-35）、2023（令和 5）年度より受講できるようにした（初年度は 4 名の生徒が参加）。

以上に記述した例の他にも、キャリア支援の担当部署や各学科など、様々な部署・様々なレベルにおいて、学生支援のためのプログラムを見直し、改善・向上させていく取り組みは随時行われている。

7.2. 長所・特色

〔特別の配慮を必要とする学生へのきめ細やかな支援体制〕

◎ 修学上の配慮が必要な学生は、履修するすべての科目の出席表に「*」の記号が表示されるよう、システム改修を行った。支援内容は文書で依頼されているが、科目担当者が毎回の授業において支援意識をもつよう、配慮した。

入学前に配慮申請が行われると、学生は 4 月の授業開始に速やかに移行できるため、入学手続き完了後、面談ができる体制を整えている。早期の面談は、配慮内容を確定するまでの建設的対話につながるため、担当職員が在籍する高等学校への訪問のおり、該当生徒へ申請を促してもらうなどの協力を依頼している。その結果、高等学校からの提出された「引き継ぎシート」を面談に貴重な資料として活用できている。

〔特色ある高大連携事業〕

◎ 高大連携事業では、純心女子高等学校（女子校）と長崎南山高等学校（男子校）の生徒が共修する場を提供できている。また、「純心の継承と開発 I」で学んだことをもとに、企画、デザインされた商品や制作物が販売・利用されている。

〔キャリア関係オリエンテーション・キャリア形成支援の工夫〕

◎ キャリア関係オリエンテーションでは、教職員による説明や講話だけでなく、卒業生や内定を得た先輩に体験談を話してもらい、学生が働くこと、就職活動を自分ごととして考

えてもらう機会を創出している。また、キャリア形成支援のうち、業界研究は他大学と合同開催（2023年12月7日・12月21日 活水女子大学）することで、他大学生から刺激を受け、より多角的な視点から企業等を見る力を身につけることが可能となっている。

〔非常時(コロナ禍)の下で発揮された学事課職員のチームワーク〕

◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた期間、学生からの申し出とその対応及び授業のオンラインリアルタイムの設定について学事課職員が対応した記録は、職員が使用するパソコンでリアルタイムに確認できるようにした。そのため、同一学生に別の職員が対応する場合も、時系列でそれまでの指導を確認することができた。オンラインリアルタイムへ変更された授業に対する学生からの問い合わせについても、同様に情報を管理していたため、学事課職員がスムーズに対応することができた。これらの取り組みは、今後、同様の不測の事態が起こった場合に備えられる。また、インターネットを活用した授業の有効性についての検討に役立つと考えられる。

7.3. 問題点

学生支援を行う際、学生本人の学力や健康に問題があるケースのほか、学生と家族との関係や経済的など重層的な問題を抱えているケースが年々増えている。このような場合、保健センターや担当職員とで支援を行うが、現在のクラスアドバイザー制度を中心とした支援体制では限界があるのが現実である。また、入学前までの生活習慣や学習歴が問題の根底にあり、教育的指導のみで対応できないものも少なくない。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることへの支援体制には、家族・外部組織との連絡や連携などを含めて専門的な立場で対応できるキャンパスソーシャルワーカーや、問題を抱える学生の学習計画をチェックし修正できるアカデミックアドバイザーの配置が急がれる。

キャリア形成支援を目的とした科目それぞれの関連性や連続性を確保することが質の高いインターンシップ実施へとつながる。しかし、インターンシップの授業科目としての目的とカリキュラムの位置づけを明確にし、学内の有機的な連携により実施されているかは、疑問が残る。また、インターンシップを実施するにあたり、学外（企業等）との適切な体制を整えることも課題が残る。

さらに、修学上（又は生活上）の配慮が必要な学生に関する企業等との情報共有のあり方について議論を進めなければならない。取り扱う情報の性質上、複数にわたる学内組織や関係者との調整が必要となる。また、当該学生がインターンシップに参加する場合、企業と調整するが、そのときは担当職員だけでなく、チーム体制の構築が急がれる。

7.4. 全体のまとめ

修学支援方針、生活支援方針、進路支援方針それぞれが有機的連携をもつことが、学生一人ひとりの持つ力を最大限に引き出す支援につながることを確認できた。特に、他大学との連携を促進し、外部教育機関や学習ツールを活用することで学生の幅広い学習を支援する、また、学事暦の柔軟な運用を試みることで、キャンパスにとどまらない学生の学びの場の拡充が図れる。そのためには、「学生支援に関する方針」の見直しが必要である。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、教育研究等環境の整備に関する方針として、「学生の主体的学びや研究、コミュニケーションを活性化するため、また、教員の教育力・研究力・社会貢献力を高めるため、ハード・ソフトの両面から工夫・配慮を不断に施し、教育研究等の環境整備に努める」ことを基本に据え、この整備方針を、下記の4つの方向において具現化していくと定めている（資料8-1）。

- 1) 教員の教育研究等の環境は、研究室、研究費を確保し、教育・研究支援の充実に努める。また、競争的資金獲得の支援に努め、研究倫理の規定の整備及び不正防止等の研修等を行う。
- 2) 図書館・情報環境は、教育・研究に必要な蔵書の充実及びネットワーク活用を図り、十分な閲覧室に座席を設ける。また、無線LAN化に取り組み情報の環境整備を図る。
- 3) 施設・設備においては、安全性・利便性及び衛生面の整備に努め、現有施設・設備を有効活用し、机の移動可能な小人数教育にも対応できる教室整備を進める。
- 4) 大学院研究情報室を設け、大学院学生の教育・研究支援の環境整備を図る。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

〔施設、設備等の整備及び管理〕

本学の校地面積は 59,466 m²（扇町のサテライト施設 400 m²を含む）、校舎面積は 25,042 m²（扇町 362 m²を含む）であり、単学部かつ学生定員 1,120 名の規模の教育研究組織としては、広さの点では十分に整っている（大学基礎データ 表1）。

施設・設備の環境面では、まず講義室・セミナー室について、50名未満6室、100名未

満 10 室、200 名未満 5 室、200 名以上 2 室、セミナー室 11 室を備えており（資料 8-2）、すべての講義室・セミナー室に BD 及び DVD デッキが設置され、かつ、講義室のうち 10 室、セミナー室のうち 1 室には固定式プロジェクターを設置している。

次に一般教室にはない特殊な設備を有する室として、計 96 台のパソコンを設置する情報演習室 2 室（学内で学生が使用可能なパソコンは、情報演習室のほか、図書館に 24 台、心理実験室に 6 台を備える）、地域包括支援学科の授業に係る介護実習室（ベッド 5 台・車椅子 11 台・実践練習用人形 5 体を備える）及び入浴実習室（特殊浴槽を備える）、地域包括支援学科・大学院臨床心理学分野において用いる心理実験測定装置を備えた実験室、主としてこども教育保育学科の授業で使用される音楽室・ピアノ室・リズム室（ピアノ計 40 台・オルガン計 12 台等の楽器類を備える）、理科実験室（実験台 10 台を備える）、調理実習室（実習台 10 台を備える）、陶芸室（陶芸窯 1 基・電動ろくろ 4 台・ろくろ 17 台を備える）がある。また、学内に附設されている博物館は、学芸員課程の学生の養成・実習の場としても機能している（資料 8-3【ウェブ】）。

情報ネットワークについては 2023（令和 5）年度までに通信回線契約を増やし、ファイヤーウォール、サーバーをはじめとしたネットワーク機器、ケーブル類を更新し、ウィルス対策、迷惑メール対策等も強化して、システム安全性および通信速度・品質の向上と待ち時間の短縮を図った。

また、無線 LAN サービス向上のために高性能 Wi-Fi ルーターへの更新・増設をおこない、学生サービスの向上を図った。

バリアフリー対策として、階段手摺、スロープを配し、エレベーターを 4 基設置しており、多目的トイレは概ね各階に配置している。

学生の自主学習室として L 棟 4 階に学習室を置き、視線を気にせず学習できる環境も整備している。

施設・設備については、整備と同時に、これを使用する学生・教職員一同が常時安心して使用できるための安全・衛生面での保全が重要であることは言うまでもない。そのため、本学では次の 1～10 の事項を欠かさず実施している。

- 1) 火災報知機の年 2 回の点検
- 2) 自衛防災組織による学生・教職員合同の防災訓練（自然災害と火災を想定）を年 1 回実施
- 3) 学生安全のため警備員を配置（交通整備と学内巡回）
- 4) 保守点検をエレベーター年 4 回、ボイラー年 2 回実施
- 5) 水質検査を毎月実施（保健所の検査を年 1 回受けている）
- 6) 害虫駆除を年 2 回実施
- 7) 換気扇・エアコンのフィルター清掃を年 1 回実施
- 8) 廃棄物の処理計画に基づきゴミを委託会社により毎日回収
- 9) 受水槽清掃を年 1 回実施
- 10) 校舎・教室の清掃を毎日行い美しい環境を保持している。

〔教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み〕

「長崎純心大学 情報ネットワーク利用・管理規程」第 9 条でセキュリティや著作権の侵害禁止、公序良俗に反する行為の禁止を明記しており（資料 8-4：第 9 条）、学生向けにはキャンパスガイドで注意喚起を行っている（資料 1-4：p.188）。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- 学術情報へのアクセスに関する対応
- 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

〔図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備〕

図書館では各学科、研究科の教育目的並びに研究目的に沿った資料を収集し利用者が効率的に利用できるよう整備している。2023（令和5）年3月末現在の蔵書数は235,924冊、雑誌は1,226タイトルである。電子情報資料は電子書籍1,861タイトル、データベース10種類を備えている（資料8-5：調査票Ⅰの「(C)1」「(C)2(3)」）。2022（令和4）年度の新規受け入れ図書は、2,702冊で、年間貸出冊数は12,562冊であった（資料8-6）。

前回の自己点検評価報告書で改善すべき事項として挙げられたリポジトリの構築は2017（平成29）年に行った。アイテム登録数は2024（令和6）年3月19日現在で254件となっている（資料8-7【ウェブ】）。

各学科、研究科の教育研究に沿った資料のほか、建学の精神に根差した特色ある次の4つの文庫を設けている（資料8-8【ウェブ】）。

- ①カトリック文庫： 明治から現在にいたるまでのカトリックに関する資料を収集保存している。一般に流通していないカトリック教区報、教会報、記念誌等も収集している。
- ②児童文庫： 絵本・児童書・児童文学研究書等のコレクションを収集し、講義や学生の実習の資料となっている。
- ③キリシタン文庫（博物館に設置）： 明治以前のキリスト教関係資料、長崎学関係資料、江戸時代の外国との対外交渉関係資料、九州地域の郷土資料等を収集保存している。
- ④磯村平和文庫（博物館に設置）： 被爆地長崎・広島に関わる出版物を収集保存している。

〔国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備〕

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加しており図書館間相互協力により本館に所蔵していない資料でも利用者に提供できる体制を整えている。

また、前回の自己点検評価報告書で改善すべき事項として挙げられた図書資料のデジタル化への対応とネット環境での資料公開の充実を図るため、2020（令和2）年より国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を導入し資料提供体制を充実させた。

この他、長崎県内の公共図書館との相互利用体制も整え利用者サービスの向上を図って

いる。

〔学術情報へのアクセスに関する対応〕

本館の所蔵資料は図書館ホームページの OPAC にて検索できる（資料 8-9【ウェブ】）。図書館で所蔵する電子書籍やオンラインデータベースは図書館ホームページの「情報検索」のページに一括してリンクをはっている。また、オンライン上で文献や情報を検索できるツールもこのページにまとめており、学術情報へのポータルサイトとして機能している。利用者は図書館ホームページから蔵書以外にも様々な情報資源にアクセスすることができる（資料 8-10【ウェブ】）。

〔学生の学習に配慮した図書館環境(座席数、開館時間等)の整備〕

座席数は 224 席である（資料 8-5: 調査票 I の「(B)2」）。開館時間は、平日 8:45～18:30、土曜 8:45～12:30 を標準としている（資料 8-8【ウェブ】）。1 限の授業開始時刻より 15 分間早く、また 5 限終了時刻を超えて 45 分開館することで、学習環境を支援している。

なお、大学院研究生の便宜を図り大学院研究情報室として機能するよう設置されている「早坂記念図書館分室」に限っては月～土 8:45～20:45 を開室時間としている（資料 1-5: p.107）。

利用者用端末台数は、OPAC 専用が 3 台、データベース検索用が 3 台設置されている。さらに、館内の「図書館演習室」に 25 台が設置され合計 31 台のパソコンが学生の利用に供されている（資料 8-5: 調査票 I の「(B)4」）。また、改善すべき事項であった学内 Wi-Fi の環境が整い、現在、利用者は持参のパソコンやスマホからでも OPAC や各種データベースにアクセスできるようになっている。

以上の 4 つの視点からみて、図書資料と図書館利用環境は適切に整備されていると評価している。

(2) 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の職員は専任職員 2 名、契約職員 1 名、非常勤職員 1 名の計 4 名であり（資料 8-5: 調査票 I の(A)1）、全員が図書館司書の資格を有している。職員は、学年始めに 1 年生対象の必修科目「文献講読基礎 a」の授業で図書館施設案内、OPAC 利用指導を行い、学生の図書館利用リテラシーの向上に貢献している。また、ゼミ単位での文献検索の説明会を実施し各種データベースを効果的に利用できるよう指導している。2023（令和 5）年度は教職員向けのデータベース講習会も実施した。図書館利用推進のためテーマ別の特設図書展示、読書週間の学生参加型イベント、学生参加の選書ツアーなどを実施している。定期的に新着図書、イベント、展示情報をメール配信し図書館利用促進に努めている（資料 8-6）。

以上のことから図書館サービス、学術情報サービスを提供するため専門的な知識を有する者を適切に配置していると評価している。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- 研究費の適切な支給
- 外部資金獲得のための支援
- 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制
- オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学は、本学学則第 2 条の精神に則り教育と研究の一体化を目指すとともに、その水準を高めるために、教員が行う研究活動を助成するための予算的措置その他の条件整備を行っている。

教員の個人研究費は、学部担当教員で 40 万円 (助教 35 万円、助手 20 万円)、大学院担当教員で 48 万円が交付され、備品費・図書費・旅費・学会費・消耗品費等に充てられている (資料 8-11 / 資料 8-12)。外部資金、特に科研費の獲得のための支援として、毎年適切な時期に総務課より全教員に対し、当該年度の科研費申請スケジュールについて案内すると同時に、「科研費申請講演会」の開催を通知して参加を促している (資料 8-13)。

教員の研究室は、教員一人に 1 室を確保しており、個人の研究のほか、学生のオフィスアワー等にも常時活用できる体制を整えている。

さらに、研究活動の活性化に資する条件整備として、中長期研修 (いわゆるサバティカル) の制度的保証 (資料 8-14)、海外姉妹校との間での教職員国際交流の奨励 (資料 8-15)、学内共同研究費の予算化 (資料 8-16) などを行っている。

なお、研究科においては規程に基づいてティーチング・アシスタントを採用し、授業の業務負担の軽減と大学院生の能力向上を図っている (資料 8-17)。

オンライン授業への教員サポートは、情報系教授をはじめオンライン授業に精通した教員が相談対応に当たっている。また、スタッフサイトに「遠隔講義サポート」のメニューを掲げ、Google Classroom や Zoom 等のマニュアルを教員が必要に応じて見られるよう配慮している (資料 8-18)。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- 規程の整備
- 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供 (コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- 研究倫理に関する学内審査機関の整備

学園の就業規則第 34 条で「遵守事項を定め、学園の名誉と信用を重んじ、教職員としての品位を保ち、職責を遂行するために絶えず研究と修養に努める」と規定している (資料 6-1 : 第 34 条)。また、大学院学則第 60 条「教育研究、臨床等は、社会的営みである

ことに留意し、人権の尊重を初めとする倫理的課題に応えるべく、別途定める教育研究、臨床等の「倫理心得」を遵守すべきものとする。」との定めに基づき、全 5 項から成る倫理心得を明文化し、遵守している（資料 1-3：第 60 条／ 資料 8-19）。

研究倫理に関しては、本来、不正ないし不適切な行為そのものを発生させないことが重要であることは論を俟たないが、万一、問題となりうる事案が発生してしまった場合に備えて、通報窓口を規程により明確にし（資料 8-20）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を本学として策定・明文化している（資料 8-21）。

研究倫理への意識を高めるための学内での教育活動は、長崎純心大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動実施計画を策定し実施している。すべての構成員に対して 2 年に 1 回以上、研究者には着任時 1 年目 1 回、4 月に教授会で当該年度の不正防止計画及びコンプライアンス教育・啓発活動の年間実施計画等の説明を実施している。啓発活動は、すべての構成員に対して年 4 回、ガイドラインの説明及び他機関で発生した不正事例の紹介などをメールで配信し、3 年に 1 回意識調査を行っている（資料 8-22）。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

「内部質保証体制の実質化へ向けて」とテーマを掲げて実施された 2021（令和 3）年度の自己点検・評価においては、教育研究等環境の適切性についても点検・評価の対象となった。そこでは、研究費の傾斜配分等の計画に「具体性があり、現実的な効果が期待される」と評価された一方、中期目標・中期計画に書かれた「学生の教育環境、生活環境の改善に努力する／教職員の仕事環境の改善に努力する」等の文言をより実効性のある具体的なものにすべきであるとの見解が付された。また、「教育研究等環境に関する方針」の見直しがなされていないことも指摘された（資料 6-9：p.16）。この点検結果に基づく具体的な行動は現在も着手されていない。

8.2. 長所・特色

- ◎ 本学の特色の第 1 番目は立地条件であり、市街地から離れた山間の自然豊かな場所にあることで、学問研究に適した落ち着いた雰囲気を保っている。
- ◎ 博物館を附設しており、学芸員養成設備が充実している。
- ◎ 耐震化は達成率 100%を実現した。今（2023）年度からは 3 年計画で、老朽化した全館ボイラー方式全館空調設備を各部屋毎の電気空調設備に更新中である。

8.3. 問題点

建物間の移動はほぼ屋内通路でバリアフリー化しているが、体育館・食堂のある建物が立地の関係でエレベーターを増設できないため、体育館・食堂への移動および体育館建物内の上下階移動は、階段を使用できない場合には一旦屋外に出て、急傾斜の車道を利用する必要がある。バリアフリー化は体育館建替え時まで待たなければならない。

各教室に配備している投影装置、放送設備の更新は完成していない。

8.4. 全体のまとめ

本学は、校地、校舎面積は十分あり、建物の耐震化も完了し、授業機器も整備され、ネットワーク環境も充実している。そして、自然豊かな落ち着いた環境の中にあり、学習・研究には最適と言える。また、コンプライアンス教育・啓発活動を適時実施しており、倫理的な環境も整っていきおり適切といえる。

今後、教育研究等環境方針そのものの修正が必要ないかを検討すると共に、これまで以上に計画性をもってハード・ソフト両面での環境改善を進めていくよう努力したい。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学の教育理念は、「カトリシズの建学の精神に基づき、學術の中心とし真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成すると共に、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与することを目的とする」と学則に掲げている（資料 1-1：第 2 条／資料 1-2【ウェブ】）。「知恵のみちを歩み 人と世界に貢献する」を大学のモットーとする（資料 1-2【ウェブ】）本学において、社会への寄与貢献は教育活動を展開するうえで無くてはならない取組である。本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を明らかにし、大学に所属する教職員が、社会連携・社会貢献に関する共通の認識を共有できる指標として、「社会貢献方針」を策定している。方針の内容は以下のとおりであり、本学ウェブサイトにも公開している（資料 7-1【ウェブ】）。

長崎純心大学 社会貢献方針

[…前略…]

少子高齢化に代表される社会構造の大きな変化の中で、長崎純心大学は、長崎市に位置する大学としての地理的・歴史的特性を踏まえながら、以下に示す具体的な方針に基づいて、社会貢献を実施する。

- 1 長崎学の研究など、各教員の真理の探究を目指す研究を通して社会に貢献する。
- 2 知的・道徳的・応用的能力を備えた学生を養成することを通して社会に貢献する。
- 3 学生が地域課題の解決を目指して、主体的に学ぶことを可能にすることを通して、社会に貢献する。
- 4 平和の証を受け継ぎ、地域とともに未来を見据え、平和の継承に貢献する。
- 5 長崎県・長崎市等の地方自治体、地域の企業、団体、学校、NPO等と連携・協力し、地域社会を活性化するための事業を展開することを通して社会に貢献する。
- 6 地域社会の様々な学習ニーズに応えるために、高齢者を含む地域住民を対象とした生涯学習事業を展開することを通して社会に貢献する。
- 7 学科の特性を生かし、地域住民を対象としたメンタルヘルス、福祉的援助、子育て支援等の事業を展開することを通して社会に貢献する。
- 8 博物館、図書館等の大学施設を地域住民に開放し、公開講座を開催することを通して社会に貢献する。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、前述の社会貢献方針に基づき、これまで、行政や自治体及びその他の機関と包括連携協定を締結し、さまざまな教育、研究に関する社会連携・社会貢献の取組や活動を積極的に行っている（資料 9-1【ウェブ】）。全体としては、コロナ化の影響で、一時的に取組を中止あるいは縮小せざるを得ない時期もあったが、2023（令和 5）年度からは、徐々にコロナ化以前の取組に戻りつつある。

本学において、教育研究成果を適切に還元する実施体は、教員個人や特定の教員が指導する学生たちの取組によるもの、授業等の一環として行われるもの、センター、研究所等の運営によるものが主である。センターにおいては、2023（令和 5）年度より、長崎純心大学地域連携センターに一部のセンターを集約し、「産学官連携部門」、「医療・福祉連携部門」、「生涯学習・研究部門」の 3 つの部門を設け、校務分掌に明記し組織を整理し運営を行っている（資料 2-5 : p.5; p.15）。

主な実績を以下に記述する。

① 教員個人や特定の教員が指導する学生たちの取組、活動

教員が指導する学生によるゼミ活動、サークル活動等では、小規模大学ならではの教員と学生の距離の近い関係性の中で、行き届いた指導の下活発な活動が行われている。特に本学が設置している学科と関連が深い教育・保育系、福祉系ボランティアのサークル活動やゼミ活動等の実績が目立っている。

保育系サークルの「保育実践研究会 Smile」は、定期的に地域に出向き、地域に出かけて子どもたちを招いて子育て支援活動を行っている。2023（令和 5）年度は、5 月と 11 月に地域の公民館で子育て支援講座や子育てフェスタを開催した（資料 9-2【ウェブ】／資料 9-3【ウェブ】）。また、ゼミ単位での活動においても、書店での本の読み聞かせを行う活動や保育実践、子どもとのふれあい、保育現場の見学、保育者との交流を目的と「キャラバン隊」の活動等を行い子育て支援を実践している（資料 9-4【ウェブ】／資料 9-5【ウェブ】）。

ボランティア系サークルの「自然体験ボランティア」は、子どもたちを対象にキャンプ等をとおしてさまざまな自然体験を一緒に行う。継続的に、国立青少年自然の家で子どもへの指導、キャンプの企画等にも携わり、活発なボランティア活動を行った。その功績が評価され、3名の学生が、独立行政法人国立青少年教育振興機構より法人ボランティア表彰を受賞した（資料 9-6【ウェブ】）。

2017（平成 29）年に発足した平和について発信し、様々な交流活動を行う学生プロジェクト「Green Pieces」は、これまでに平和に関する情報を発信する冊子の作成や中高生や修学旅行生と平和学習を行う等、平和に関する活動を社会に向け積極的に行ってきた。2022（令和 4）年長崎を訪問したドイツのベアボック外務大臣及び EU 各国大使が来崎した際には、平和についてのプレゼンテーションを行い懇談した。また、2023（令和 5）年 9 月には

島根県雲南市主催の「永井隆平和賞」の祈念式典に招聘され、Green Pieces の活動や被爆者との対話について講演を行った(資料 9-7【ウェブ】)。その他、学園祭でブースを設置し、平和の木の作成を行う等平和に関する発信を行った(資料 9-8【ウェブ】)。

② 授業や教育的指導の一環での取組

本学地域包括支援学科(2024(令和 6)年度入学生より福祉・心理学科に名称変更)では、社会福祉士養成科目の授業の一環として、2009(平成 21)年度から継続的に長崎市街頭での共同募金活動を行ってきた。その功績が評価され、2023(令和 5)年 11 月に社会福祉法人中央共同募金会会長より表彰を受け、同年 12 月 6 日に本学にて伝達式が行われた(資料 9-9【ウェブ】)。他にも子ども虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」に参加し、長崎市街頭での呼びかけ運動やポスター作成、展示を行った。

③ 地域連携センター

(産学官連携部門)

本部門は、共同研究及び受託研究の推進、自治体・他大学と連携した研究や事業の推進、知的財産の管理・運用等を目的とする。

2022(令和 4)年度より、大学が立地する地域である川平地区の今後を考え、よりよいまちづくりを検討していく川平地区コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が発足した。長崎市がコーディネーターとなり、地元自治会、企業、地域包括支援センター、本学を含む教育機関等が委員となり、2024(令和 6)年度からの委員会設立に向け、まちづくりに関する話し合いとこれまで 3 回のワークショップを開催した。特にワークショップでは、本学学生及び教職員と住民とが、同じテーマについて一緒に意見を出し合い共有する機会をつくることができた(資料 9-10【ウェブ】)。今後もコミュニティ連絡協議会の設立に向け活動を継続していく予定である。

自治体や他大学との連携においては、2022(令和 4)年 12 月と 2023(令和 5)年 1 月の 2 度にわたり、県内大学と長崎県の連携推進に向けた取組として、本学を含む 3 大学の学生と長崎県庁若手職員とが、今後の長崎についてワークショップを行った(資料 9-11【ウェブ】)。

姉妹校である鹿児島純心大学とは、大学間連携を締結し、毎年交代で SD 研修に参加する取組を継続しており、2023(令和 5)年度は本学職員 2 名が鹿児島純心大学の SD 研修会に参加させていただき、学内研修も行った。

(医療・福祉連携部門)

本部門は、保健医療分野と福祉分野をはじめとした他分野・多職種の連携を強化し教育と研究の推進をはかり、自治体や福祉施設と連携し地域包括ケア体制の推進に関連する実践・調査・研究を行うこと等を目的とする。2013(平成 25)年長崎大学申請「未来医療研究人材養成拠点形成事業」の連携大学として本学が共同研究に参画するにあたり、保健医療・福祉サービスを必要とする地域住民に対する地域包括的ケアの体制整備に資することを目的として、同年 10 月 1 日に設置された医療・福祉連携センターの取り組みを受け継いでおり、現在も継続した共同研究活動を行っている(資料 9-12【ウェブ】)。国立大学医学

部と本学の福祉、心理系学科の地域包括支援学科の共修授業を確立させ、2023（令和 5）年度も「地域包括支援論 B」として実施した（資料 9-13）。また、この取組を起因として発足した医療、福祉に関する共同研究を行うサークル「多職種連携たまごの会」も活発に機能しており、コロナ化になってもオンラインで他県の学生と交流し、勉強会や活動の発表等を行った（資料 9-14【ウェブ】）。

その他、2018（平成 30）年より、社会福祉法人南高愛隣会と包括協定を結び、利用者調査に本学学生が参画し、調査・分析を行っている（資料 9-15【ウェブ】）。2023（令和 5）年 10 月には、佐賀県太良町より「太良町地域包括ケアシステムに向けた住民向けアンケート」の調査分析の依頼を受け、学生も同様に調査分析を実施する予定である（資料 9-16【ウェブ】）。

（生涯学習・研究部門）

本部門は、各学科やセンター・研究所主催による公開講座、生涯学習講座の計画実施（資料 9-17【ウェブ】）、小中高との教育連携の推進、本学の教育・研究活動を地域に還元する場の提供、大学の地域貢献に関する情報発信等を目的とする。本学教員が高校に出向いて講義をする「出張講義」（資料 5-8【ウェブ】）や、県内高校の大学訪問受け入れ等を積極的に行っているほか、例年 6 月下旬頃、県内及び隣県の佐賀県内の高等学校の進路担当教員を招いて、大学説明会（本学では進学懇談会と呼んでいる）を開催し、意見交換を行っている。また、同一法人内の高等学校である純心女子高校とは、2022（令和 4）年より、「大学の研究室を知る」と題し、高校生が行う探究発表について本学教員がアドバイスを行い、終了後に生徒の希望する本学教員の研究室訪問を行う企画をこれまで 2 回開催した（資料 9-18）。同じく純心女子高校とは、科目等履修制度の覚書を締結し、大学で開講している授業を受講できる仕組みを設けている。2023（令和 5）年度からは、純心女子高校と教育連携を結んだ長崎南山高校とも同様に覚書を締結し、純心女子高校生と同様に科目等履修生の受け入れを開始した。なお、科目等履修制度を受講し修得した単位は、卒業後本学に入学した場合、卒業要件単位として認定している（参考として 資料 9-19【ウェブ】）。

長崎純心大学博物館は、キリシタン関係及び郷土史関係の資料を中心に収集展示する博物館法に基づく登録を受けた私立博物館である（資料 8-3【ウェブ】）。展示室は、無料で一般に開放している。付設する長崎学研究所では、主として長崎地方の文化史一般について調査研究を行い、関係資料の収集・保存、研究書の発行のほか、定例の公開講座や研究会を開催し、地域社会に広く活動を広げている。付設の長崎学研究所主催で毎年長崎学講座を開催し、2023（令和 5）年度は、5 月 20 日から 7 月 8 日まで計 8 回にわたり開講された（資料 9-20【ウェブ】）。6 月には、長崎・キリシタン文化研究会として本学古巣馨教授による講演会を長崎歴史文化博物館で開催し、92 名の参加者があった（資料 9-21【ウェブ】）。

④ 心理教育相談センター

本センターは、地域住民に対しさまざまな心の問題に関するカウンセリングサービスを提供するとともに、本学大学院人間文化研究科臨床心理学分野大学院生の教育・研修機関としての役割をも果たしている。さらに、紀行の刊行及び県内外関係者への送付、講演会の開催も行っている（資料 3-3【ウェブ】）。

⑤ 現代福祉研究所・高齢者福祉研究センター

現代福祉研究所は、現代福祉に関する理論と実践の研究を行い、本学における現代福祉学の教育と研究の向上及び地域社会の福祉と実践の発展に寄与することを目的に設置された（資料 9-22【ウェブ】）。研究活動の成果として、毎年「純心現代福祉研究」（所報）を刊行しており、福祉施設や他大学に送付している（資料 9-23）。

現代福祉研究所の下部組織として位置づけている高齢者福祉研究センターにおいては、本学と本学近隣の高齢者福祉施設職員との交流及び研究を行っている。2023（令和 5）年度は、8月に施設関係者 35 名を招き講演会を開催、9月には、施設関係者 25 名を招き本学教員による研修会を行った。また、隔年で「純心高齢者福祉研究」を発行し福祉施設へ送付している（資料 9-24）。

⑥ 国際交流センター・英語文化センター

国際交流センター及び英語文化センターは、本学の教育研究の国際化に努めるとともに、社会連携・社会貢献を積極的に推進し、教育研究の社会への還元に努めている（資料 9-25【ウェブ】）。2023（令和 5）年度は、公開講座として、TOEIC テスト受験対策講座を 5 月と 7 月の 2 回にわたり Zoom で開催し、それぞれ 16 名、5 名の受講者があった。また、学外組織との連携協力として、長崎新聞社及び長崎県教育委員会の後援を受け、「JunshinCup 英語オーラルコミュニケーションコンテスト」を毎年開催している（資料 9-26【ウェブ】）。このように、県内高校生の英語教育に資する機会と場を提供している。

⑦ 児童教育研究所（2022 年度までの旧名称「児童教育支援センター」）

本研究所は、児童の保育・教育について総合的な研究を行い、地域の子育てや教育を支援し活動を通してその実践に寄与することを目的に、本学こども教育保育学科教職員を中心に運営されているセンターである（資料 9-27【ウェブ】）。毎年 6 月と 11 月の年 2 回、保育・教育に関わる無料の公開講座を開催することを定例としている。また、年報を毎年発行し、県内幼稚園・保育所等に送付している（資料 9-28）。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる個々の部署や活動主体の枠内にあつては、例えば、定例の公開講座を実施した後で参加者に感想等を聞くアンケートを実施し、その結果を次回以降の公開講座の企画を立てるにあたり参考にするとといったかたちで、定期的な点検及び点検結果に基づく改善の自主的努力が行われている（一例として 資料 9-29）。

その半面、現在、大学全体として定めている「社会貢献方針」の中に、活動内容等の見直しを定期的に行うという意味のことは明記されておらず、これまで、大学組織全体の

での社会連携・社会貢献のあり方について、全学内部質保証に直接の責任を負う機関（学長を長とする教育研究運営委員会・点検評価運営委員会等）の中で議論されたことがなかったことも事実である。「内部質保証体制の実質化へ向けて」をテーマに編集された2021（令和3）年度の自己点検・評価報告書においても、社会連携・社会貢献に関しては「適切性について、定期的に点検・評価を行っているとは言い難い現状である」と明確な指摘があり（資料 6-9：p.18）、現在（2024（令和6）年3月）もその状況は変わっていない。

9.2. 長所・特色

◎ 学生による活動においては、本学の学科にある福祉や教育、保育に関連した活動が中心となっており、長崎市近郊を中心に積極的に活動し実績を残しており、県内では一定の認知と信頼性を得ている。

◎ 2022（令和4）年度より発足した川平地区コミュニティ連絡協議会設立準備委員会は、行政、地域住民と一体となり、まちづくりという同じ目的に向かって取組を協議し、計画、実行する体制が整いつつある。2024（令和6）年度中に連絡協議会を発足させ、具体的なまちづくりを検討していくという将来の計画が立てられており、本学もこの取り組みの一員として積極的な関わりを継続し、貢献していく予定である。将来的には、学生の教育、研究の取り組みとしても検討しており、サービスラーニングとしての位置付けも検討していく予定である。

◎ 高大連携の取り組みにおいては、同一法人の純心女子高校との探究発表、研究室訪問の内容について、終了後にアンケートを実施し、改善、発展に向けた方策を行っている。この取組について、生徒は、大学教員より高校教員とは異なった観点からの指摘や質問を受けることにより、その後の探究学習に好影響をもたらしている。また、研究室訪問を行うことで、大学での学びのイメージを体感することができ、将来の進路選択に大いに役立っているとの高校教員の意見を頂戴している。

高校生の科目等履修生制度についても、毎年多くの生徒が受講している。その中には、卒業後本学に入学し大学で修得した単位として認定された実績もある。

9.3. 問題点

◎ 本学人文学部こども教育保育学科では、学科創設以来、社会貢献・地域貢献の特徴的な取り組みとして、地域の幼稚園、保育所等の幼児を市中のホールに招待し、学生たちが表現・実技分野において培った研究や練習の成果を披露するイベント「エキシビジョン」を毎年開催し、好評を博してきたが、近年の学生の志向の変化や指導にあたる教員の負担の大きさ等に配慮し、2019（令和元）年度をもって活動を中止した。これに代わり学生たちの

実践力を磨き高める場を、学科の授業または課外活動の中でどう補っていくかが懸案となっている。

◎ 地域包括支援学科では、地域の知的障害のある施設の入所者、利用者を対象とした大学での学びの支援「純心カレッジ三ツ山塾」を長きにわたり実施し、社会的にも高い評価を得てきたが、コロナ禍の影響で 2019（令和元）年以後、2023（令和 5）年度まで開催できていない。この取り組みは、本学福祉分野における社会貢献の象徴的な取り組みのひとつと位置付けていることから、今後、関係施設の状況や対象者の意向を聴きながら、実施を再開することを検討していく。

◎ 国際交流については、こちらもコロナ禍の影響を受け、海外提携校との交流及び学生の留学等の派遣が十分にできていない。

◎ さらには、包括連携協定を締結している機関との取組が、現実には全てにおいて活発に行われているとはいえない状況がある。

9.4. 全体のまとめ

学生による活動においては、現状を維持しつつ更なる活発な活動を模索していく。特に、本学で学ぶ学生の研究と係わりの深い社会連携・社会貢献の活動においては、学生の卒業後にも活かすことができるよう指導、サポートしていく体制を構築していくことが必要である。

高大連携の取り組みについては、同一法人の純心女子高校との更なる強化はもちろん、他校との新たな連携も検討していく。高校訪問等を通じて高校側の意見聴取を行い、生徒にとって有意義な取り組みを実施していきたい。具体的には、科目等履修生の拡充、他校と合同での探究発表や研究室訪問の開催、出張講義の県外への拡充の検討等が挙げられる。

各センターや研究所主催の公開講座等の取組については、現在の取組を継続し検証を行っていく。社会連携・社会貢献の観点から、更なる受講者のニーズに沿ったテーマを設定し内容の充実に努めていく必要がある。

産学官連携については、現在進行している川平地区コミュニティ連絡協議会設立を実現し、地域住民や教育その他の機関との連携を深めていくとともに、包括連携協定を締結している機関との新たな取組の検討を行っていきたい。

第10章 大学運営・財務：

第1節 大学運営

10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知
--

〔大学運営に関する基本方針等の明示〕

本学は、2016（平成28）年開催の教育研究運営委員会において、下記内容の「長崎純心大学管理運営方針」を定め（資料10(1)-1）、学長の強力なリーダーシップのもと、教職協働体制を確立し、迅速な意思決定を行える管理運営の組織等を構築している。

長崎純心大学 管理運営方針

本学は、建学の精神及び目的に基づき、管理運営方針を次のとおり定める。

大学全体として、管理運営は、学長の強力なリーダーシップのもと、教職協働体制を確立し、迅速な意思決定を行える管理運営の組織等を構築する。

- ① 教授会、研究科委員会、常置委員会は、学長が議長となり、全構成員に開かれた公正な運営を行う。また、大学運営の組織図を構成員に配布し、学則を始めとする諸規定に基づき各種の運営組織の機能を分担し、全ての教職員が大学運営に参加する。
- ② 適正規模と機能を有する事務組織体制を構築し、業務分掌によりその業務内容を周知し、効率的な運営を行う。
- ③ 中期目標・計画に基づき、PDCA サイクルを徹底する。

〔大学運営に関する基本方針等の周知〕

社会から信頼される大学であり続けるべく、大学運営の適正と透明性を確保するために、日本私立大学協会制定の「私立大学版ガバナンス・コード」を参考として、運営の基本となる事項をまとめた長崎純心大学「ガバナンス・コード」（第1版）を作成し、大学ウェブサイト上で公表している（資料10(1)-2【ウェブ】）。この「ガバナンス・コード」の内容構成（目次）は次のようなものである。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

2-2 理事

2-3 監事

2-4 評議員会

2-5 評議員

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

3-2 教授会

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

4-2 教職員等に対して

4-3 社会に対して

4-4 危機管理及び法令遵守

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

ガバナンスコードにせよ、前述の「管理運営方針」にせよ、そこに述べられた内容は学内において日々業務を遂行している教職員スタッフにとってはいわば既知のものであるため、教職員の意識を特別にそれらに対して喚起するような取り組みは行っていない。とはいえ、2022（令和4）年度のFD研修会に際して「本学における教学マネジメント」をテーマとする講話を学部長より行う機会が持たれたり（資料6-7）、2022（令和4）年度の自己点検・評価報告書において現行「運営の組織規程」をより体系的な記述に改めるべきことが提言されたり（資料10(1)-3：pp.9-10）したことから、近年、教職員の間在大学の適切な管理運営に対する関心は高まりつつあると予想される。

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- 学長の選任方法と権限の明示
- 役職者の選任方法と権限の明示
- 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- 教授会の役割の明確化
- 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

〔適切な大学運営のための組織の整備〕

学長の選考は、学校法人純心女子学園の定める規程に則り、適切に行われている（資料

10(1)-4)。学長の選任にあたっては、まず、理事会が関係2委員会（学長候補者推薦委員会、学長選考委員会）を設置する。学長候補者推薦委員会が、「長崎純心大学の内外を問わず、学園創設のカトリック精神と伝統を堅持し、本学のキリスト教的ヒューマンイズムの教育理念を発揚する、人格が高潔で学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し見識を有する者」（学長選考規程 第4条）の中から学長候補者としてもっとも相応しいと認めた者を学長選考委員会に推薦する。学長選考委員会は推薦された者から学長候補者を選考し、理事会に報告する。理事会は、あらゆる観点から審議し、学長を決定する。

学長の権限については、長崎純心大学学則第10条で「学長は、校務をつかさどり、教員、事務職員及びその他の職員（以下「教職員」という。）を統督する」と明示している（資料1-1：第10条）。また、運営の組織規程 第2条第3項では、「学長は大学を代表し、学部及び大学院研究科の校務全般を掌理するとともに、大学の使命を果たすべく、点検・評価をはじめ、組織全体の質の保証と改善・向上への不断的努力に対して責任を負う」と述べられている（資料3-1：第2条第3項）。

学部長、学科長、研究科長は、学長の推薦に基づき理事長が任命し、それぞれの組織を代表して、校務を掌る（資料3-1：第5条）。

学長が、学部における学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育研究に関し重要な事項等の決定を行うに当たり意見を聴くため、教授会を置く。同様に、学長が、大学院研究科における学生の入学、課程の修了、学位の授与、教育研究に関し重要な事項等の決定を行うに当たり意見を聴くため、研究科委員会を置く（資料3-1：第4条；第4条の2）。

学長は審議すべき事項が生じた場合は各委員会等、関連の部署に審議を付託し、特に重要なものについては、教育研究運営委員会の審議を経て策定した事案を基に、教授会、研究科委員会の意見も参考にした上で決定する。

寄附行為 第6条で、学長は法人の理事となっており、また、学部長、事務局長も理事として、法人運営に携わっている。大学の活動については、教学に関する活動は学長が責任を持って行い、人事、事業計画、収支予算その他重要事項を理事会に諮り審議決定している（資料10(1)-5：第6条第1項第2号）。

〔学生からの意見への対応〕

学生からの意見への対応については、IR委員会が例年3月に実施する学生アンケート（「大学生活に関する調査」）の中で出された意見・要望（資料10(1)-6）に対して担当部署で検討し、その回答を学内システムのJunshinVisionで全学生に公開するとともに、容易に対応できると判断したものについては要望に応えるようにしている。

〔適切な危機管理対策の実施〕

2013（平成25）年4月に「学校法人純心女子学園 危機管理対応規則」（資料10(1)-7:）、翌2014（平成26）年4月に「長崎純心大学 危機管理規程」（資料10(1)-8）を制定し、後者の規程制定と同時に全22ページから成る「長崎純心大学 危機管理基本マニュアル」（資料10(1)-9）を作成した。

長崎純心大学危機管理規程では、危機管理の対象となる事象を

- (1) 本学の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 教職員、学生等の安全に関する重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 本学に対する社会的な信頼を損なう事象
- (5) その他前各号に相当する事象

の5つに整理し、平常時の危機管理、緊急時の危機管理、収束時の危機管理の3つの局面に応じて、責任の所在を明確にした危機管理体制の下、適切な対応を実行することを基本的な考え方としている（資料10(1)-8：第1条、第3条、第6条等）。また、「危機管理基本マニュアル」においては、その第3部「リスク別対応方法」において、リスクの種類を以下のように細分化して示し、それぞれのリスクについて必要な対応を記している（資料10(1)-9：pp.11-19）。

- (1) 自然災害に対するリスク（地震、風水害）
- (2) 施設に関するリスク（「火災、爆発、停電に関するリスク」他3種類）
- (3) 業務に関するリスク（「教育・研究業務に関するリスク」他3種類）
- (4) 学生に対するリスク（「課外活動に関するリスク」及び「学生生活に関するリスク」）
- (5) 情報に関するリスク（「個人情報に関するリスク」他3種類）
- (6) 不祥事、事件・事故に関するリスク（「ハラスメント」「研究費不正使用」他8種類）
- (7) 健康に関するリスク（「メンタルヘルスに関するリスク」及び「感染症、食中毒に関するリスク」）
- (8) 雇用に関するリスク（人事・労務に関するリスク）
- (9) 経営に関するリスク（「運営資金に関するリスク」「訴訟・賠償に関するリスク」他3種類）
- (10) 社会に関するリスク（「テロ、破壊活動に関するリスク」「風評、批判、中傷に関するリスク」「地域社会との関係悪化に関するリスク」）

実際にも防災訓練を年1回必ず実施したり（資料10(1)-10）、台風接近や大雨の際の危機対策本部による迅速な対応策決定と学生・教職員への連絡指示など、本学においては普段から危機管理マニュアルに則った適切な対応が実施されている。

10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- 内部統制等
- 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

授業料や公的資金である補助金などを財源に経営を行い、教育水準を維持向上させ、地域と世界に貢献し得る有能な人物育成、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与していくためには、安定的な財務基盤が求められる。そのうえで、予算編成及び予算執行の重要性を認識している。

【予算編成手順】

9月～10月 中期目標計画に従い、人事及び施設設備の検討を各部門単位で行う。
並行して共同研究については、募集を教員に行い、研究内容による採択の可否

	を委員会で選考し、学長が決定する。
1 1 月	全教職員に対し予算編成方針と予算日程を提示する。
1 月～2 月	各部署から提出された予算申請書、予算計画書等を財務課及び経理課でとりまとめ予算案の概要を作成する。
2 月中旬	大学経営委員会で予算案及び予算内容を検討し、調整を行う。
3 月初旬	大学経営委員会を経た次年度予算案を作成し、評議委員会に諮り、理事会で決定する。
4 月初日	理事会で決定した予算書に基づき、予算決定通知を各予算責任者に配布する。

【予算執行手順】

4 月初日に予算額の決定通知とともに予算執行の重要性と方法についての通知を行い、予算決定額が記入された管理簿を各予算責任者に配布する。

予算執行時には各予算責任者が予算の残高を把握し、執行する。同時に経理部門において予算執行のための支払何が提出された段階で予算残高及び執行内容を確認し、財務システム入力時に予算残高の有無を二重に確認する。

予算に変更が生じる場合、稟議による所属長の許可を必要とし、各個別の予算の範囲内で流用を認めている。大きな変更を伴う場合は、補正予算を編成し理事会の承認を得る。ただし、突発的な支払いについては予備費使用稟議により理事長の承認の上、実施可能としている。

以上の手続きにより予算編成及び執行は適切に行われている。また、計画から実施・確認及び次年度につながる見直しまでできる流れにより、各部署での PDCA を求めている。

また、執行状況については、内部監査や公認会計士の監査並びに監事による監査を受け、適切な予算執行に努めている。

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

運営の組織規程第 3 条に基づき設置される事務組織の状況は、校務分掌 2 頁に掲げる「学校法人純心女子学園 事務組織分掌」に表している（資料 2-5：p.2）。

職員の採用及び昇格については、就業規則に定めている（資料 6-1）。

キャリア支援には専門資格を持つキャリアコーディネーター、キャリアカウンセラーを配置し、また、留学生対応を担う部署には英会話能力の高い職員を配置している（資料 10(1)-11【ウェブ】）。

大学運営の組織を構成する多種多様な委員会やセンターの大部分が、委員やスタッフメンバーのうちに教員と事務職員の両方を含んでおり（資料 2-5）、いわゆる教職協働が自然

なかたちで行われている。次項に述べる SD 研修も決して事務職員のための研修には終わらず、必ず教職協働のかたちをとって行われる。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

SD 委員会（委員長 事務局長）の企画する、教職員全員参加のスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を毎年実施している。2023（令和 5）年度は 8 月 23 日（水）（テーマ 1：《コミュニケーションと接遇》、テーマ 2：《第 4 期中期目標・中期計画のブラッシュアップ》）と、9 月 6 日（水）（テーマ：《職場のハラスメントの具体例》）の 2 回、SD 研修を開催した。講師の許可を得て録画し、当日欠席者にはオンデマンド講習を行った（資料 1-10／資料 10(1)-12）。

10(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：監査プロセスの適切性
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2021（令和 3）年度自己点検・評価において、理事会・評議員会における事業計画や中期目標・中期計画の審議状況を点検し、改善に向けた活動を確認している（資料 6-9：p.21）。

監査については、規程に基づき適切に実施されている（資料 10(1)-13）。

大学運営それ自体を俯瞰して行う点検評価は、系列の中学・高校及び幼保連携型認定こども園の運営についてと同様、学園の理事会が行う事項である。学校法人純心女子学園では年に数回、定期的に常任理事会を開催しており、大学運営に問題が生じれば理事会で改善策が審議され、議決の内容は教授会において報告される。

10(1).2. 長所・特色

本学の学長は、創設時より純心聖母会のシスターが就任しており、学園のモットーである「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」を具現化するために、学長の強力なリーダーシップによる体制を確立している。

10(1).3. 問題点

近年、教育・学生支援の高度化・専門化・複雑化が進行しているため、今後ますますの専門家・実施部門・人員が必要となってくるが、予算の制約の中、いわゆる「選択と集中」が必要な現実もあり、悩ましいところである。

また、標高 315m の山腹に立地しているという本学の地理的環境は、学業に適している半面、自然災害による孤立リスクも高い。災害発生時の危機管理基本マニュアルは作成されているが、事業継続計画（BCP）は未作成である。

10(1).4. 全体のまとめ

大学の運営に関わる方針を明確にした上で、方針に沿って大学運営、組織の整備、教職員の資質向上に向けた取組を行っていることから、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、本学の教育目的を実現する取組は、適切であると言える。

しかし、これからの少子化、都会志向の増加等による学生募集の困難さを踏まえて、運営のさらなる選択と集中が必要である。

第10章 大学運営・財務：

第2節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

長崎純心大学財務方針(資料10(2)-1)において、事業活動収支のプラス化、人件費率55%以下、教育研究費率25%以上を目標として定めている。また、第3期(2015-2021年度)中期目標・計画(資料10(2)-2)において財務の項目を設け、第4期(2022-2026年度)中期目標・計画(資料1-8)においても同様に財務の項目を設けた上、より具体的な数値目標を設定している(資料10(2)-3)。

過去5年間の実績は表1の通りである。

(表1)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
事業活動収支差額	-82,524千円	-88,030千円	52,665千円	108,219千円	83,163千円
人件費比率	66.7%	66.1%	53.8%	53.1%	53.6%
(除く修学支援補助金)	—	—	57.5%	57.2%	57.8%
教育研究経費比率	27.5%	28.2%	30.5%	28.7%	30.4%
(除く修学支援補助金(奨学費))	—	—	25.6%	23.1%	25.0%

10(2).1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

建学の精神を堅固ならしめるために、第4期中期目標・計画において、教育、研究実践、地域貢献、学生支援、学生募集、管理運営、経営基盤の項目それぞれに計画を立て実践している。当然ながら、中期目標・計画の各項目は独立ではなく相互に関連を持ちながらの遂行であり、学生確保の方策、学科編成、カリキュラムの見直し、地域連携の在り方を探っている。

教育水準を維持向上させ、人材育成と学術研究のもと地域貢献していくためには、安定

的な財務基盤が求められることとなるが、財務基盤の代表的な指標である純資産構成比率、流動比率は、2023(令和5)年3月末現在で法人として、それぞれ93.3%、流動比率は448.5%と現時点の財務状況を表す貸借対照表における健全性は堅持している。また、運用資産は72億円を保持し、運用資産余裕比率は2.87年となっている。

(表Ⅱ)

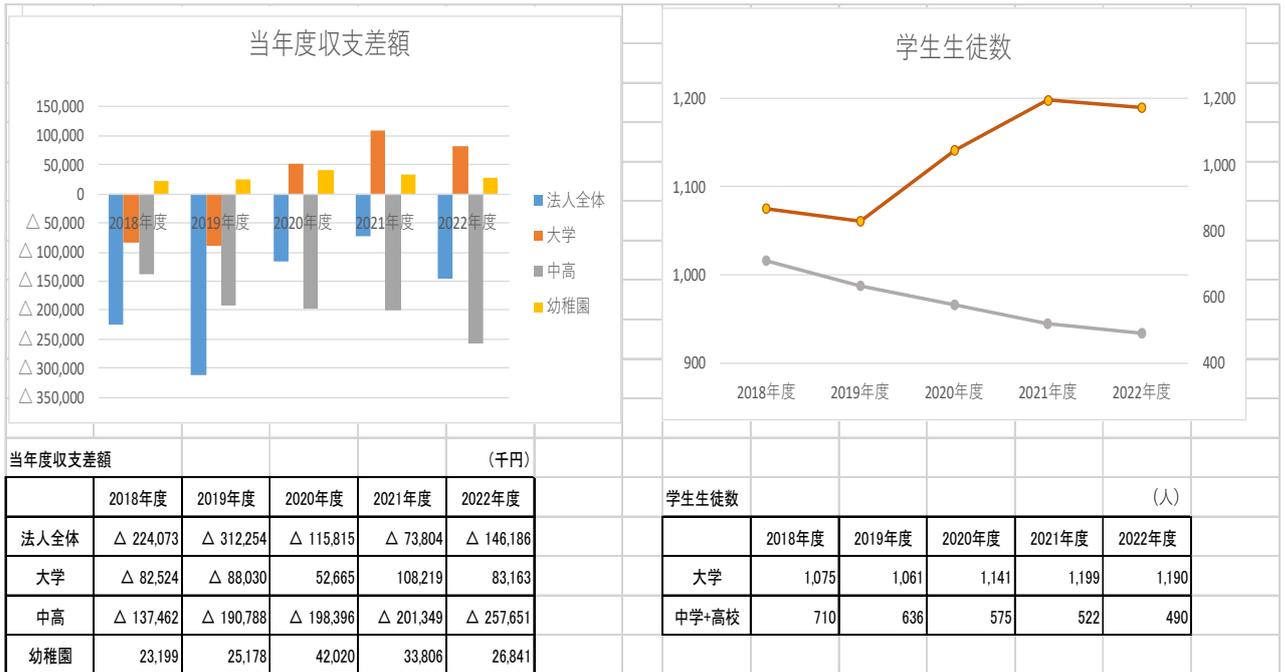
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
純資産構成比率【法人】	94.2%	93.9%	94.2%	93.0%	93.3%
流動比率【法人】	358.6%	331.3%	379.0%	439.0%	448.5%
運用資産【法人】	6,757百万円	6,830百万円	7,003百万円	6,970百万円	7,206百万円
運用資産余裕比率【法人】	3.09年	3.01年	3.15年	2.89年	2.87年

授業料収入に過度に依存しないための財源として、科学研究費助成事業(科研費)の獲得や法人としての寄付金の募集(資料10(2)-4【ウェブ】)、資産運用についても積極的に取り組み、過去5年間の実績は表Ⅲの通りである。

(表Ⅲ)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
科研費(件数)	3件	2件	2件	4件	4件
科研費(金額)	2,500千円	1,900千円	7,925千円	5,200千円	4,250千円
寄付金【法人】	11,826千円	28,059千円	44,363千円	11,771千円	23,700千円
うち施設設備寄付【法人】	1,526千円	6,620千円	31,748千円	1,000千円	2,374千円
資産運用収益【法人】	43,198千円	42,289千円	35,898千円	44,786千円	41,202千円

年度収支について、当年度収支差額は大学が学生数の増加に伴いプラスに転じたものの、法人としては中学高校の生徒数の減少に伴うマイナス幅の増加を他部門で補いきれず、マイナスの状況が続いている。次頁のグラフで示すように学生生徒数の確保状況とほぼ同じ動きとなっている。なお、高校については、現在、コンサルタント会社と契約し「財務状況の改善計画書」を作成の上、収支改善に取り組んでいる。



10 (2) .2. 長所・特色

中期目標・計画に示している外部資金の獲得については、寄付金、競争的資金とも確実に受け入れができており、資金運用収入についても安定的に確保できている。

10 (2) .3. 問題点

経費面で最大の支出である人件費については、人員計画による長期的な管理が必要であり、中期目標・計画にもその作成を謳っているが、現時点では未作成となっている。カリキュラムや開講科目と密接な関係があることから、人員計画の作成はカリキュラムの検討と同時並行的に行う必要があり、時間を要しているのが実情である。計画的な人件費の管理の面からも、カリキュラムの見直しとともに、人員計画の策定が待たれる。

10 (2) .4. 全体のまとめ

持続的に維持発展し教育の質を高めるには、収入面で大きな影響がある学生定員の確保が不可欠である。中期目標・計画に示している各項目を行うことで、一層魅力的な大学となり、学生の確保につながるものと確信している。

施設設備については、耐震化と全学科の男女共学化に伴うトイレ工事等を優先させたこ

とにより、先送りとなっていた工事等今後必要となる大型施設設備について洗い出しを行い、第4期中期目標・計画の中に行う大型の施設設備計画を策定し、計画に沿って実施していく。施設設備計画の作成によりその内容を加味した大学の財務計画を策定した。これに、今後策定予定の人員計画によって、長期的には人件費のスリム化を図ることを加味した財務計画としていきたい。人員計画はスパンの長い長期計画とする必要があり、カリキュラム等とも密接な関係があることから、長期的ビジョンを持った計画とする必要があり、その時代の要請に即した点検、修正が肝要である。

フロー（年度収支）については若干厳しい状況があるが、現時点ではストックの面では、健全であり運用資産は72億円を保持していることから、ある程度の収益状況の変化があっても、教育研究を安定的に遂行するための財務基盤は堅持している。

しかしながら、永続的に研究教育機関として社会に貢献していくためには、年度収支のバランスをとることが肝要である。収入に見合った支出となるか、長期的な視野で収支双方からのアプローチが必要。今後も、様々な施策の立案、実施、点検、改善を通して、収支のバランスをとる取り組みを図っていく。

■ 終 章

以上、公益財団法人大学基準協会の定める 10 の大学基準のそれぞれについて、また、同協会の実施する第 3 期(2018-2024 年度)大学評価事業において問われている点検・評価項目の全てについて、2023(令和 5)年度末(2024(令和 6)年 3 月)までの本学の現状を真摯に記述するとともに、現状の中でわれわれの大学の強みと考えられるものと、その逆に、われわれの大学が今後、社会の中で必要とされる大学として存続していくためには決して放置すべきではないと思われた問題点とを明らかにしてきた。

〈定員割れの私立大、初めて 5 割超に〉(読売新聞オンライン 2023.8.30)、〈私大定員割れ、深刻なのは「地方×小規模」〉(朝日新聞デジタル 2023.9.25)、〈大学「全入時代」 地方、小規模大の定員割れ深刻化 再編圧力も〉(毎日新聞デジタル 2023.10.7)……私学事業団が昨年 8 月に「令和 5(2023)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」の調査結果を公表するや、大手報道メディアはこぞってその種の見出しを掲げ、大学が(殊に、本学のような地方の小規模私立大学が)置かれた状況がいかに“深刻な”ものであるかを強調している。

こうした危機的状況に本学も直面していること、このこと自体は、残念ながら否定しようのない事実である。だが、ともすると経営や財政の面(物質面)からのみ語られがちな危機や“深刻さ”とは、また違った意味(精神面)の“深刻さ”もあることを、「カトリシズムの建学精神」(学則第 2 条(目的及び使命))に立つわれわれとしては見逃してはならないだろう。過度に競争的な環境は、しばしば人の心を疲弊させ、思考停止の状態に陥らせ、目先の利益や一時的な成功を与えてくれそうなもの以外、望まなく(望めなく)なるような、心の貧しさを生む。たしかに長崎純心大学にも現代という時代を見据えたさまざまな改革が必要であるが、それは“大学が生き残るか、淘汰されるか”の競争に勝つための改革ではなく、あくまで建学の精神や、創立以来絶えず「純心」を導いてきた理念的・精神的なものを、より完全に開花させ、現代世界を生きる人たちの心にも確実に届くようにするための改革でなければならない。

間もなく始まる新年度から次期学長としてシスター坂本久美子の就任が決定しており、新学長のリーダーシップの下、本報告書で浮き上がった様々な課題が解決へ向けて動き出すことを期待したい。本報告書を閉じるにあたり、勇退されるシスター片岡瑠美子学長への深い敬意と感謝と共に、2024(令和 6)年 3 月まで本学 Web サイトに学長メッセージとして記されていた文章の中から、結びの一節を引用させていただく。これから大学に入ろうとする若い人たちへ向けて書かれたメッセージであるが、われわれの大学が昔も今もどのような「心」をもって時代に対峙していこうとしているかを、飾りなく端的に語っていると思うからである。

「深い専門知識と技術、資格を持って地域に貢献し、長崎を起点として世界に羽ばたき、人と世界に奉仕すること、それは男女を問わず求められています。

「激動する世界にあって、大学も進化しつつ、同時に普遍の真理を探究し、知恵のみちを歩み、世界に羽ばたく夢をもつ皆さんを長崎純心大学は待っています。」